TK－1－1821 改２

2018 年 9 月 10 日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所
新規制基準対応設備に関する電気事業法に基づく工事計画手続きの整理について

新規制基準対応等で設置又は設置を計画している設備等（以下「新規制基準対応設備」という。）に関する電気事業法に基づく工事計画の手続きとの関係について，事業者の整理方針を 2015 年 1 月 23 日に電気事業連合会より原子力規制庁及び経済産業省へ説明した。

この事業者整理方針に基づき，東海第二発電所における新規制基準対応設備等に関する電気事業法に基づく工事計画手続き要否等について，以下のとおり整理した。

１．原子力発電工作物の保安に関する命令　別表第１及び別表第２に係る整理

（１）整理方針

原子炉等規制法での別表第２及び技術基準規則の対応条文と，原子力発電工作物の保安に関する命令（以下「保安命令」という。）での別表第２及び技術基準省令との対応条文との記載事項を比較し，新規制基準対応設備の電気事業法に基づく工事計画の手続き要否について整理した。

（２）整理結果

新規制基準対応設備のうち，別紙に示す工事については，電気事業法に基づく工事計画認可申請もしくは工事計画届出を行い，認可後もしくは届出３０日経過後に工事を開始する予定としている。

なお，それ以外は，いずれも炉規制法別表第２に新たに記載が追加された項目あるいは，炉規制法での技術基準規則に新たに追加又は変更された要求事項に対して工事計画手続きを行うことから，電気事業法に基づく工事計画手続きは不要であることを確認した。

添付資料－１に保安命令別表第２での工事計画手続きの要否整理の結果を示す。

２．保安命令　別表第３及び別表第４に係る整理並びに原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第４条該当設備の整理

（１）整理方針

新規制基準対応設備について，保安命令別表第３に記載されている公害防止に関する工事計画手続き要否について整理した。また，電気関係報告規則第４条に基づく公害防止に関する届出の要否について整理した。

なお，大気汚染防止法におけるばい煙発生施設は，固定発生源が規制の対象となっていることから，可搬型の内燃機関については固定発生源に該当するかについても整理した。

（２）整理結果

新規制基準対応設備は，常設代替高圧電源装置及び緊急対策所用発電機を除き，保安命令別表第３及び電気関係報告規則第４条に基づく手続き対象設備に該当しないことを確認した。

可搬型の内燃機関については，車両等により移動して使用する設備であること，使用する機会が重大事故など一時的であることから，固定発生源には該当しないと判断できる。

なお，可搬型の内燃機関等で恒常的に使用する形態への変更が必要となった場合には，改めて工事計画等の手続き要否について監督省庁へ確認を行うこととする。

添付資料－２に保安命令別表第３及び４での工事計画の手続きの要否整理の結果を，添付資料－３に電気関係報告規則第４条での届出の要否整理の結果を示す。

以上

（別紙）

工事計画認可申請及び届出に係る工事

ａ．工事計画認可申請に係る工事

- 原子炉冷却系統設備逃がし安全弁の改造
- 残留熱除去設備主要弁の改造
- 非常用炉心冷却設備主要弁・配管の改造
- 原子炉冷却材補給設備の主要弁・配管の改造
- ハフニウム製制御棒の廃止
- 原子炉非常停止信号（原子炉水位低）の設定変更
- 非常用炉心冷却系自動起動信号（原子炉水位低，原子炉水位異常低下，原子炉水位異常低下とドライウェル圧力高の同時信号）の設定変更
- 使用済燃料プールの容量変更（改造）
- 中央制御室換気系空気調和機ファンの改造
- 中央制御室換気系フィルタ系ファンの改造
- 非常用ガス処理系排風機の交換（改造）
- 生体遮へい装置（二次遮蔽，中央制御室遮蔽）の改造
- 使用済粉末樹脂ポンプ・デカントポンプ・貯蔵タンクの設備区分変更（改造）
- 原子炉格納容器電気配線貫通部の改造
- 原子炉建屋ガス処理系配管の改造
- 不活性ガス系主要弁・配管の改造
- 非常用無停電電源装置の改造
- 125V 系蓄電池の改造

ｂ．工事計画届出に係る工事

- 使用済燃料プール水位・温度（ＳＡ広域）の設置（改造）
- 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備配管の改造
- 格納容器機器ドレンサンプ・床ドレンサンプの移設（改造）
- 液体廃棄物処理系設備（プリコートタンク，廃液フィルタ，床ドレンフィルタ）の撤去（改造）
- 液体廃棄物処理系配管の一部撤去（改造）
- 固体廃棄物処理系設備（廃液中和スラッジタンク，濃縮廃液計量タンク，ミキサー洗浄タンク A/B，バッチタンク，スラッジ計量ホッパー，チャージホッパー，苛性溶液タンク，セメントサイロ，セメント計量ホッパー，遠心分離機，スラッジコンベヤー，アウトドラムミキサー，セメントコンベヤー，ドラムコンベヤー）の撤去（改造）
- 固体廃棄物処理系配管の一部撤去（改造）
- 廃棄物処理建屋における堰（連絡配管路出入口，サイトバンカ非常用出入口）の撤去（改造）
- 重油貯蔵タンクの移設（改造）
- 線路用 275kV 遮断器及び保護継電装置の取替え

以上

（別紙）

東海第二発電所　炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

＊の理由　①：炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A：炉規法DB耐震基準変更による対象設備（既設設備）であり、電事法での技術基準に変更なし
②-B：炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
②-C：炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④：炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には 該当しない

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】（昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号）		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】（平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号）		技術基準省令（省令62号）	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）			電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）		要：○ 否：×	否の理由（＊）
原子炉本体	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項			1 原子炉本体	沸騰水型原子力発電設備に係るものにあっては、次の事項			
	1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数（減速材温度係数、燃料棒温度係数、減速材ボイド係数及び出力反応度係数）並びに減速材の名称、種類及び組成	—	—		1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数（減速材温度係数、燃料棒温度係数、減速材ボイド係数及び出力反応度係数）並びに減速材の名称、種類及び組成	—	—	—
	2 炉心に係る次の事項				2 炉心に係る次の事項			
	（1） 炉心形状（チャンネルボックスの主要寸法及び材料を付記すること。）、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径	4.5	炉心形状		（1） 炉心形状（チャンネルボックスの主要寸法及び材料を付記すること。）、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径	5	×	②-A,③
		4.5	格子形状等			5	×	②-A,③
	（2） 燃料材の種類、燃料集合体平均濃縮度又は富化度（初装荷及び取替の別に記載すること。）、燃料集合体最高燃焼度（初装荷及び取替の別に記載すること。）及び核燃料物質の最大装荷量	4.5	燃料材		（2） 燃料の種類、燃料集合体平均濃縮度又は富化度（初装荷及び取替の別に記載すること。）、燃料集合体最高燃焼度（初装荷及び取替の別に記載すること。）及び燃料の最大装荷量	5	×	②-A,③
	（3） 燃料材の最高温度	—	—		（3） 燃料材の最高温度	—	—	—
	（4） 熱的制限値（最小限界出力比及び最大線出力密度）	—	—		（4） 熱的制限値（最小限界出力比及び最大線出力密度）	—	—	—
	（5） 炉心支持構造物に係る次の事項				（5） 炉心支持構造物に係る次の事項			
	イ 炉心シュラウド及びシュラウドサポートの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4.5	炉心シュラウド		イ 炉心シュラウド及びシュラウドサポートの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
		4.5	シュラウドサポート			5	×	②-A,③
	ロ 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4.5	上部格子板		ロ 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ハ 炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4.5	炉心支持板		ハ 炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ニ 燃料支持金具の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4.5	中央燃料支持金具		ニ 燃料支持金具の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
		4.5	周辺燃料支持金具			5	×	②-A,③
	ホ 制御棒案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4.5	制御棒案内管		ホ 制御棒案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	3 反射材の名称、種類及び組成	—	—		3 反射材の名称、種類及び組成	—	—	—
	4 原子炉圧力容器に係る次の事項				4 原子炉圧力容器に係る次の事項			
	（1） 原子炉圧力容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに監視試験片の種類、初装荷個数及び取付箇所	4.5,14	原子炉圧力容器		（1） 原子炉圧力容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに監視試験片の種類、初装荷個数及び取付箇所	5,8の2	×	②-A
	（2） 原子炉圧力容器支持構造物に係る次の事項				（2） 原子炉圧力容器支持構造物に係る次の事項			
	イ 支持構造物の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4.5	原子炉圧力容器スカート		イ 支持構造物の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4.5	原子炉圧力容器の基礎ボルト		ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	（3） 原子炉圧力容器付属構造物に係る次の事項				（3） 原子炉圧力容器付属構造物に係る次の事項			
	イ 原子炉圧力容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4.5	スタビライザ（原子炉圧力容器～しゃへい壁間）		イ 原子炉圧力容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ロ 原子炉格納容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4.5	スタビライザ（しゃへい壁～格納容器間）		ロ 原子炉格納容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ハ 中性子束計測ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4.5	中性子計測ハウジング		ハ 中性子束計測ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ニ 制御棒駆動機構ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4.5	制御棒駆動機構ハウジング		ニ 制御棒駆動機構ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ホ 制御棒駆動機構ハウジング支持金具の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4.5	制御棒駆動機構ハウジング支持金具		ホ 制御棒駆動機構ハウジング支持金具の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ヘ 原子炉冷却材再循環ポンプモータケーシング（改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものに限る。）の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—		ヘ 原子炉冷却材再循環ポンプモータケーシング（改良型沸騰水型原子力発電設備に係るものに限る。）の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	ト ジェットポンプ計測管貫通部シールの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4.5	ジェットポンプ計測管貫通部シール		ト ジェットポンプ計測管貫通部シールの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	チ 差圧検出・ほう酸水注入配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4.5	差圧検出・ほう酸水注入管（ティーよりN10ノズルまでの外管）		チ 差圧検出・ほう酸水注入配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	リ 主蒸気流量制限器（改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものに限る。）の名称、種類、制限流量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	—	—		リ 主蒸気流量制限器（改良型沸騰水型原子力発電設備に係るものに限る。）の名称、種類、制限流量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	—	—	—
	（4） 原子炉圧力容器内部構造物に係る次の事項				（4） 原子炉圧力容器内部構造物に係る次の事項			
	イ 蒸気乾燥器の蒸気乾燥器ユニット及び蒸気乾燥器ハウジングの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	4.5	蒸気乾燥器ユニット		イ 蒸気乾燥器の蒸気乾燥器ユニット及び蒸気乾燥器ハウジングの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
		4.5	蒸気乾燥器ハウジング			5	×	②-A,③
	ロ 気水分離器及びスタンドパイプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	4.5	気水分離器		ロ 気水分離器及びスタンドパイプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
		4.5	スタンドパイプ			5	×	②-A,③
	ハ シュラウドヘッドの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	4.5	シュラウドヘッド		ハ シュラウドヘッドの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ニ ジェットポンプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	4.5	ジェットポンプ		ニ ジェットポンプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ホ スパージャ及び内部配管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	4.5	給水スパージャ		ホ スパージャ及び内部配管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
		4.5	高圧炉心スプレイスパージャ			5	×	②-A,③
		4.5	低圧炉心スプレイスパージャ			5	×	②-A,③
		4.5	残留熱除去系配管（原子炉圧力容器内部）			5	×	②-A,③
		4.5	高圧炉心スプレイ配管（原子炉圧力容器内部）			5	×	②-A,③
		4.5	低圧炉心スプレイ配管（原子炉圧力容器内部）			5	×	②-A,③
		4.5	差圧検出・ほう酸水注入管（原子炉圧力容器内部）			5	×	②-A,③
	ヘ 中性子束計測案内管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	4.5	中性子計測案内管		ヘ 中性子束計測案内管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	5 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—		5 原子炉本体の適用基準及び適用規格	—	—	—
	6 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項				—			
	（1） 品質保証の実施に係る組織	—	—		—	—	×	①
	（2） 保安活動の計画	—	—		—	—		
	（3） 保安活動の実施	—	—		—	—		
	（4） 保安活動の評価	—	—		—	—		
	（5） 保安活動の改善	—	—		—	—		

東海第二発電所　炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

＊の理由　①：炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A：炉規法DB耐震基準変更による対象設備（既設設備）であり、電事法での技術基準に変更なし
②-B：炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
②-C：炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④：炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には 該当しない

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】（昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号）		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】（平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号）		技術基準省令（省令62号）	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）			電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）		要：○ 否：×	否の理由（＊）
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項			4 燃料設備	沸騰水型原子力発電設備に係るものにあっては、次の事項			
	1 燃料取扱設備に係る次の事項				1 燃料取扱設備に係る次の事項			
	（1） 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	4,5,26	燃料取替機		（1） 新燃料又は使用済燃料を取扱う機器の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5,26	×	②-A,②-B,③
		4,5,26	原子炉建屋クレーン			5,26	×	②-A,②-B,③
		4,5	使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン			5	×	②-A,②-B,③
		4,5,26	チャンネル着脱機			5,26	×	②-A,②-B,③
	（2） 原子炉ウェルの名称、種類、主要寸法及び材料	—	—		（2） 原子炉ウェルの名称、種類、主要寸法及び材料	—	—	—
	（3） 使用済燃料運搬用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料	—	—		（3） 使用済燃料運搬用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮へい材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料	—	—	—
	2 新燃料貯蔵設備に係る次の事項				2 新燃料貯蔵設備に係る次の事項			
	（1） 新燃料貯蔵庫（仮貯蔵庫を含む。）の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	—		（1） 新燃料貯蔵庫（仮貯蔵庫を含む。）の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	（2） 新燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	—		（2） 新燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項				3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項			
	（1） 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	4,5,26,69	使用済燃料プール		（1） 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5,25	○（認可）	
	（2） 使用済燃料運搬用容器ピットの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	4,5	キャスクピット		（2） 使用済燃料運搬用容器ピットの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	（3） 使用済燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	4,5,69	使用済燃料貯蔵ラック		（3） 使用済燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,②-C,③
	（4） 破損燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	—		（4） 破損燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	（5） 制御棒貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	4,5	制御棒貯蔵ラック		（5） 制御棒貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A
	（6） 制御棒貯蔵ハンガの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	4,5,26	制御棒貯蔵ハンガ		（6） 制御棒貯蔵ハンガの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5,25	×	③
	（7） 使用済燃料貯蔵用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料	4,5	使用済燃料乾式貯蔵容器		（7） 使用済燃料貯蔵用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮へい材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料	5	×	②-A
		4,5	使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプⅡ）			5	×	②-A
	（8） 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	34,47	使用済燃料プール温度		（8） 使用済燃料貯蔵槽の水位又は漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	20	×	②-B,③
		34	使用済燃料プール水位			20	×	②-C
		69,73	使用済燃料プール温度（SA）【新設】			—	×	②-C
		34,47,69,73	使用済燃料プール水位・温度（SA広域）【新設】			20	○（届出）	
	（9） 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	—	—		（9） 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	—	—	—
	4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の事項				4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の事項			
	（1） 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	69	代替燃料プール冷却系熱交換器【新設】		（1） 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	—	×	②-C
	（2） ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	12	燃料プール冷却浄化系再循環ポンプA, B		（2） ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	×	②-B,③
		69	常設低圧代替注水系ポンプ【新設】			—	×	②-C
		69	代替燃料プール冷却系ポンプ【新設】			—	×	②-C
		69,70,71	可搬型代替注水大型ポンプ【新設】			—	×	②-C
		69,71	可搬型代替注水中型ポンプ【新設】			×	(5の2第2項)	④
	（3） 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5	フィルタ脱塩器逆洗水受タンク		—	—	×	①
	（4） 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	69,71	代替淡水貯槽【新設】		—	—	×	①
		69,71	西側淡水貯水設備【新設】			—	×	①
	（5） スキマサージ槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	69	スキマサージタンク		（3） スキマサージ槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	×	②-C,③
	（6） ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5	フィルタ脱塩器		（4） ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A
	（7） 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	（8） 主配管（スプレイヘッダを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）	4,5	DBクラス3配管（燃料プール冷却浄化系）		（5） 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5, (5の2第2項)	× ×	②-A
		4,5,26	DBクラス3配管（燃料プール冷却浄化系）			5, 25 (5の2第2項)	○（認可）	
		69	SAクラス2配管（代替燃料プール注水系）【新設】			—	×	②-C
		69	SAクラス3配管（代替燃料プール注水系）【新設】			—	×	②-C
		69	SAクラス2配管（代替燃料プール冷却系）【新設】			— —	× ×	②-C ②-C,③
		69,70	SAクラス3配管（原子炉建屋放水設備）			—	×	①
		71	SAクラス3配管（代替水源供給設備）			—	×	①
	5 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—		5 燃料設備の適用基準及び適用規格	—	—	—
	6 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項				—			
	（1） 品質保証の実施に係る組織	—	—		—	—	×	①
	（2） 保安活動の計画	—	—		—	—	×	
	（3） 保安活動の実施	—	—		—	—	×	
	（4） 保安活動の評価	—	—		—	—	×	
	（5） 保安活動の改善	—	—		—	—	×	

東海第二発電所　炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

＊の理由　①:炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には 該当しない

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		要:○ 否:×	否の理由(＊)
原子炉冷却系統施設	沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの(蒸気タービンに係るものを除く。)にあっては、次の事項			2 原子炉冷却系統設備	沸騰水型原子力発電設備に係るものにあっては、次の事項			
	1 原子炉冷却材の種類及び純度並びに原子炉圧力容器本体の入口及び出口の原子炉冷却材の圧力及び温度	—	—		1 原子炉冷却材の種類及び純度並びに原子炉圧力容器本体の入口及び出口の原子炉冷却材の圧力及び温度	—	—	—
	2 原子炉圧力容器本体の炉心の原子炉冷却材の流量及び蒸気の発生量	—	—		2 原子炉圧力容器本体の炉心の原子炉冷却材の流量及び蒸気の発生量	—	—	—
	3 原子炉冷却材再循環設備に係る次の事項				3 原子炉冷却材再循環設備に係る次の事項			
	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、慣性定数又は回転速度半減時間、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(インターナルポンプにあっては、原動機の冷却方式及び定格回転速度を付記すること。)	4.5	再循環系ポンプ		(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、慣性定数又は回転速度半減時間、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(インターナルポンプにあっては、原動機の冷却方式及び定格回転速度を付記すること。)	5	×	②-A
	(2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	—	—		(2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	—	—	—
	(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	4.5	DBクラス1配管(原子炉冷却材再循環系)		(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A
	4 原子炉冷却材の循環設備に係る次の事項				4 原子炉冷却材の循環設備に係る次の事項			
	(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	—	—		(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—		(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—
	(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4.5,61	自動減圧機能用アキュムレータ		(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A、②-C、③
		4.5	逃がし安全弁制御用アキュムレータ			5	×	②-A、③
	(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4.5	復水脱塩系脱塩器		(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A、③
		4.5	復水脱塩系陽イオン樹脂再生塔			5	×	②-A、③
		4.5	復水脱塩系陰イオン樹脂再生塔			5	×	②-A、③
		4.5	復水脱塩系樹脂貯槽			5	×	②-A、③
	(5) 主蒸気流量制限器(改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものを除く。)の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、制限流量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	4.5	流出制限器		(5) 主蒸気流量制限器(改良型沸騰水型原子力発電設備に係るものを除く。)の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、制限流量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	5	×	②-A、③
	(6) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数(自動減圧機能を有する場合は、その個数を付記すること。)、取付箇所及び吹出場所	4.5,33,57,60	B22-F013D, E, J, M, N, P, U		(6) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数(自動減圧機能を有する場合は、その個数を付記すること。)、取付箇所及び吹出場所	5, 16	○(認可)	
		4.5,33,57,60,61	B22-F013A, G, S, V			5, 16	○(認可)	
		4.5,32,33,57,60,61	B22-F013B, C, F, H, K, L, R			5, 16,17	○(認可)	
	(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(主蒸気隔離弁にあっては、閉止時間及び漏えい率を付記すること。)	4.5	B22-F022A, B, C, D		(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(主蒸気隔離弁にあっては、閉止時間及び漏えい率を付記すること。)	5	×	②-A、③
		4.5	B22-F028A, B, C, D			5	×	②-A、③
		4.5	B22-F010A, B			5	×	②-A、③
		4.5	B22-F032A, B			5	×	②-A、③
	(8) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	4.5	DBクラス1配管(主蒸気系)		(8) 主配管の名称、最高使用圧力、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A、③
		4.5	DBクラス2配管(主蒸気系)			5	×	②-A、③
		4.5	DBクラス3配管(主蒸気系)			5	×	②-A、③
		4.5,60,61	DBクラス1/SAクラス2配管(主蒸気系)			5	×	②-A、②-C、③
		4.5,61	DBクラス3/SAクラス2配管(主蒸気系)			5	×	②-A、②-C、③
		4.5	DBクラス1配管(復水給水系)			5	×	②-A、③
		4.5				5	×	②-A、③
		4.5	DBクラス2配管(復水給水系)			5	×	②-A、③
		4.5	DBクラス3配管(復水給水系)			5	×	②-A、③
		4.5				5	×	②-A
		4.5	DBクラス3配管(復水脱塩系)			5	×	②-A、③
		4.5	DBクラス3配管(給水加熱器ドレン系)			5	×	②-A、③
		4.5				5	×	②-A
		4.5				5	×	②-A、③
		4.5	DBクラス3配管(抽気系)			5	×	②-A、③
		4.5	DBクラス2配管(主蒸気隔離弁漏えい抑制系)			5	×	②-A、③
		4.5	DBクラス3配管(主蒸気隔離弁漏えい抑制系)			5	×	②-A、③
	5 残留熱除去設備に係る次の事項				5 残留熱除去設備に係る次の事項			
	(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		—	—	—	—
	(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4.5,62,63	残留熱除去系熱交換器		(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A、②-C、③
	(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4.5,62,63	残留熱除去系ポンプA		(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5	×	②-A、②-C、③
		4.5,62,63	残留熱除去系ポンプB			5	×	②-A、②-C、③
		4.5	残留熱除去系ポンプC			5	×	②-A、③
		63,71	可搬型代替注水大型ポンプ【新設】			—	×	②-C、③
		63,71	可搬型代替注水中型ポンプ【新設】			—	×	②-C、③
	(4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		—	—	—	—
	(5) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4.5,63	残留熱除去系ストレーナA		(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A、②-C、③
		4.5,63	残留熱除去系ストレーナB			5	×	②-A、②-C、③
		4.5	残留熱除去系ストレーナC			5	×	②-A、③
	(6) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4.5,57	E12-F005		—	5	×	①
		4.5,57	E12-F025A			5	×	①
		4.5,57	E12-F025B			5	×	①
		4.5	E12-F025C			5	×	①
		4.5,57	E12-FF028			5	×	①
	(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4.5,27	E12-F008		(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5, 16の2	×	②-A、②-B、③
		4.5	E12-F009			5	×	②-A、③
		4.5	E12-F060A			5	×	②-A、③
		4.5,28,33,44	E12-F050B			5, 16の3, 16, 32	×	③
		4.5,27,28,33,44	E12-F053A, B			5, 16の2, 16の3, 16, 32	○(認可)	
		4.5	E12-F041A, B, C			5	×	②-A、③
		4.5	E12-F042A, B, C			5	×	②-A、③
		4.5	E12-F023			5	×	②-A、③
		4.5	E12-F027A, B			5	×	②-A、③
		4.5	E12-F024A, B			5	×	②-A、③
		4.5	E12-F048A, B			5	×	②-A、③
		63	2-26B-12			—	×	②-C、③
		63	2-26B-10			—	×	②-C、③
		63	SA14-F001A, B			—	×	②-C、③

東海第二発電所　炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

＊の理由　①：炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A：炉規法DB耐震基準変更による対象設備（既設設備）であり、電事法での技術基準に変更なし
-B：炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C：炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④：炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には 該当しない

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】（昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号）		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】（平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号）		技術基準省令（省令62号）	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）			電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）		要：○ 否：×	否の理由(＊)
原子炉冷却系統施設	（8） 主配管（使用済燃料貯蔵槽の補給及び冷却に用いるものを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）	4,5	DBクラス1配管（残留熱除去系）	2 原子炉冷却系統設備	（5） 主配管（使用済燃料貯蔵槽の補給及び冷却に用いるものを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③
		4,5	DBクラス2配管（残留熱除去系）			5	×	②-A,③
		4,5,32	DBクラス2配管（残留熱除去系）			5, 17	○（認可）	
		4,5,27,62,63	DBクラス1/SAクラス2配管（残留熱除去系）			5, 16の2	×	②-A,②-C,③
							×	②-A,②-B,②-C,③
							×	②-A,②-B,②-C,③
		4,5,62,63	DBクラス2/SAクラス2配管（残留熱除去系）			5	×	②-A,②-C,③
		4,5,26,32,33,44,62,63	DBクラス2/SAクラス2配管（残留熱除去系）			5,25,17,16,32	○（認可）	
		4,5,32,44,63				5, 17, 32	○（認可）	
		62,63	SAクラス2配管（残留熱除去系）			—	×	②-C,③
		62,63	SAクラス2配管（格納容器圧力逃がし装置）			—	×	②-C,③
						—	×	②-C,③
		63	SAクラス2配管（格納容器圧力逃がし装置）【新設】			—	×	②-C
						—	×	②-C,③
		63	SAクラス3配管（格納容器圧力逃がし装置）【新設】			—	×	②-C,③
		63	SAクラス2配管（耐圧強化ベント系）【新設】			—	×	②-C
						—	×	②-C,③
		71	SAクラス3配管（代替水源供給設備）【新設】			—	×	②-C,③
	（9） 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	（10） 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る次の事項				6 非常用炉心冷却設備に係る次の事項			
	（1） ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5,60	高圧炉心スプレイ系ポンプ		（1） ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5	×	②-A,②-C,③
		4,5,62	低圧炉心スプレイ系ポンプ			5	×	②-A,②-C,③
		60	原子炉隔離時冷却系ポンプ			—	×	②-C,③
		62	残留熱除去系ポンプA, B, C			—	×	②-C,③
		60	ほう酸水注入ポンプ			—	×	②-C,③
		60	常設高圧代替注水系ポンプ【新設】			—	×	②-C
		62	常設低圧代替注水系ポンプ【新設】			—	×	②-C
		62	代替循環冷却系ポンプ【新設】			—	×	②-C
		62,71	可搬型代替注水大型ポンプ【新設】			—	×	②-C
		62,71	可搬型代替注水中型ポンプ【新設】			（5の2第2項）	×	④
	（2） 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	60,71	ほう酸水貯蔵タンク		—	—	×	②-C,③
	（3） 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	62,71	代替淡水貯槽【新設】		—	—	×	②-C
		62,71	西側淡水貯水設備【新設】			—	×	②-C
	（4） ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5,60	高圧炉心スプレイ系ストレーナ		（2） ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,②-C,③
		4,5,62	低圧炉心スプレイ系ストレーナ			5	×	②-A,②-C,③
		60	原子炉隔離時冷却系ストレーナ			—	×	②-C
		62	残留熱除去系ストレーナA, B, C			—	×	②-C,③
	（5） 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5,57	E22-F014		—	5	×	②-A,②-C,③
		4,5,57	E22-F035			5	×	②-A,②-C,③
		4,5,57	E21-F018			5	×	②-A,②-C,③
		57	E51-F017			—	×	②-C,③
		57	C41-F029A, B			—	×	②-C,③
		57	E12-F025A, B, C			—	×	②-C,③
	（6） 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5	E22-F004		（3） 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②-A,③
		4,5	E22-F005			5	×	②-A,③
		4,5,28,32	E21-F005			5, 16の3, 17	○（認可）	
		4,5	E21-F006			5	×	②-A,③
	（7） 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）	4,5	DBクラス2配管（高圧炉心スプレイ系）		（4） 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③
		4,5,60	DBクラス1/SAクラス2配管（高圧炉心スプレイ系）			5	×	②-A,②-C,③
		4,5,60	DBクラス2/SAクラス2配管（高圧炉心スプレイ系）			5	×	②-A,②-C,③
		4,5,32,60	DBクラス2/SAクラス2配管（高圧炉心スプレイ系）			5, 17	○（認可）	
		4,5,62	DBクラス1/SAクラス2配管（低圧炉心スプレイ系）			5	×	②-A,②-C,③
		4,5,62	DBクラス2/SAクラス2配管（低圧炉心スプレイ系）			5	×	②-A,②-C,③
		62	SAクラス2配管（低圧炉心スプレイ系）			—	×	②-C,③
						—	×	②-C,③
		60	SAクラス2配管（原子炉隔離時冷却系）			—	×	②-C,③
						—	×	②-C,③

東海第二発電所　炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

＊の理由　①:炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には 該当しない

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるもの に限る。)			電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるもの に限る。)		要:○ 否:×	否の理由(＊)
原子炉冷却系統施設	(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	62	SAクラス2配管(低圧注水系)	2 原子炉冷却系統設備	(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	×	②-C,③
						—	×	②-C,③
		60	SAクラス2配管(ほう酸水注入系)			—	×	②-C,③
						—	×	②-C
		60	SAクラス2配管(高圧代替注水系)【新設】			—	×	②-C,③
						—	×	②-C,③
						—	×	②-C
		62	SAクラス2配管(低圧代替注水系)【新設】			—	×	②-C,③
						—	×	②-C,③
		62	SAクラス3配管(低圧代替注水系)【新設】			—	×	②-C
		62	SAクラス2配管(代替循環冷却系)【新設】			—	×	②-C
						—	×	②-C,③
		71	SAクラス3配管(代替水源供給設備)【新設】			—	×	②-C
	7 原子炉冷却材補給設備に係る次の事項				7 原子炉冷却材補給設備に係る次の事項			
	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所	4,5,33	原子炉隔離時冷却系ポンプ		(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5, 16	×	②-A,③
		12	復水移送ポンプA,B			—	×	②-B,③
	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	復水貯蔵タンク		(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	—		(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	4,5	E51-F063		(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②-A,③
		4,5,28,33	E51-F064			5, 16の3, 16	○(認可)	
		4,5	E51-F065			5	×	②-A,③
		4,5	E51-F066			5	×	②-A,③
	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	4,5	DBクラス1配管(原子炉隔離時冷却系)		(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③
		4,5	DBクラス2配管(原子炉隔離時冷却系)			5	×	②-A,③
		4,5,33	DBクラス2配管(原子炉隔離時冷却系)			5, 16	×	②-A,③
		4,5	DBクラス3配管(原子炉隔離時冷却系)			5	×	②-A,③
		4,5,33	DBクラス3配管(原子炉隔離時冷却系)			5, 16	×	②-A,③
		4,5	DBクラス2配管(補給水系)			5	×	②-A,③
		4,5	DBクラス3配管(補給水系)			5	×	②-A,③
						5	×	②-A,③
	8 原子炉補機冷却設備に係る次の事項				8 原子炉補機冷却設備に係る次の事項			
	(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		—	—	—	—
	(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5	原子炉補機冷却系熱交換器		(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	12	原子炉補機冷却系海水ポンプA,B,C		(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	×	②-B,③
		4,5	補機冷却系海水系ポンプ			5	×	②-A,③
		4,5,62,63,64,65,66	残留熱除去系海水系ポンプ			5	×	②-A,②-C,③
		62,63,64,65,66,69	緊急用海水ポンプ【新設】			—	×	②-C
	(4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		—	—	—	—
	(5) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5	サージタンク		—	5	×	①
	(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5	補機冷却系海水ストレーナ		(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
		4,5,62,63,64,65,66	残留熱除去系海水系ストレーナ			5	×	②-A,②-C,③
		62,63,64,65,66,69	緊急用海水系ストレーナ【新設】			—	×	②-C
	(7) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	—	—	—
	(8) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		—	—	—	—
	(9) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	4,5	DBクラス3配管(原子炉補機冷却系)		(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③
						5	×	②-A,③
		4,5	DBクラス3配管(補機冷却系海水系)			5	×	②-A,③
		4,5	DBクラス3配管(残留熱除去系海水系)			5	×	②-A,③
		4,5,62,63,64,65,66,69	DBクラス3/SAクラス2配管(残留熱除去系海水系)			5	×	②-A,②-C,③
		4,5,62,63,64,65,66	DBクラス3/SAクラス2配管(残留熱除去系海水系)			5	×	②-A,②-C,③
		4,5,33,62,63,64,65,66,69	DBクラス3/SAクラス2配管(残留熱除去系海水系)			5,16	○(認可)	
							○(認可)	
		62,63,64,65,66,69	SAクラス2配管(緊急用海水系)【新設】			—	×	①
							×	①
							×	①
	(10) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		—	—	—	—
	(11) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		—	—	—	—
	9 原子炉冷却材浄化設備に係る次の事項				9 原子炉冷却材浄化設備に係る次の事項			
	(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	4,5	再生熱交換器		(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
		4,5	非再生熱交換器			5	×	②-A,③
	(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—		(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—
	(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器		(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	(4) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	—	—		—	—	—	—

東海第二発電所　炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

＊の理由　①:炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には 該当しない

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるもの に限る。)			電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるもの に限る。)		要:○ 否:×	否の理由(＊)
原子炉冷却系統施設	(5) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	4.5	G33-F001	2 原子炉冷却系統設備	(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②-A,③
		4.5	G33-F004			5	×	②-A,③
	(6) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	4.5	DBクラス1配管		(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③
		4.5	DBクラス2配管			5	×	②-A,③
		4.5	DBクラス3配管			5	×	②-A,③
	10 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	—	—		10 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	—	—	—
	11 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—		11 原子炉冷却系統設備の適用基準及び適用規格	—	—	—
	12 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項				—			
	(1) 品質保証の実施に係る組織	—	—		—	—	×	①
	(2) 保安活動の計画	—	—		—	—	×	
	(3) 保安活動の実施	—	—		—	—	×	
	(4) 保安活動の評価	—	—		—	—	×	
	(5) 保安活動の改善	—	—		—	—	×	
	蒸気タービンに係るものにあっては、次の事項			9 蒸気タービン	—			
	1 蒸気タービン本体に係る次の事項							
	(1) 種類、定格出力、気筒数、主蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、再熱蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、抽気圧力、抽気量、排気圧力、回転速度並びに被駆機一体の危険速度	—	—		1 種類、定格出力、気筒数、主蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、再熱蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、抽気圧力、抽気量、排気圧力、回転速度並びに被駆機一体の危険速度	—	—	—
	(2) 車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸の主要寸法及び材料並びに管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	4.5	火力技術基準配管		2 車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸の主要寸法及び材料並びに管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③
						5	×	②-A,③
	(3) 調速装置及び非常調速装置の種類並びに調速装置で制御される主要弁の種類、駆動方法及び個数	—	—		3 調速装置及び非常調速装置の種類並びに調速装置で制御される主要弁の種類、駆動方法及び個数	—	—	—
	(4) 復水器に係る次の事項				4 復水器に係る次の事項			
	イ 種類、冷却水温度、冷気面積及び材料	4.5	主復水器		(1) 種類、冷却水温度、冷気面積及び材料	5	×	②-A,③
	ロ 空気抽出器、復水ポンプ及び冷却水ポンプの種類、容量及び個数	—	—		(2) 空気抽出器、復水ポンプ及び冷却水ポンプの種類、容量及び個数	—	—	—
	2 蒸気タービンの附属設備に係る次の事項				—			
	(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数	—	—		5 蒸気タービンに附属する冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数	—	—	—
	(2) 熱交換器(湿分分離器を含む。)に係る次の事項				6 蒸気タービンに附属する熱交換器(湿分分離器を含む。)に係る次の事項			
	イ 種類、容量又は発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること。)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること。)、主要寸法、材料並びに個数	4.5	湿分分離器		(1) 種類、容量又は発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること。)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること。)、主要寸法、材料並びに個数	5	×	②-A,③
	ロ 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—		(2) 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—	—
	(3) 給水ポンプの種類(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあっては、名称、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること。)、原動機の種類及び出力(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあっては、個数及び取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること。)、貯水設備の種類、容量及び個数(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあっては、名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること。)並びに給水処理設備の種類、容量及び個数	—	—		7 蒸気タービンに附属する給水ポンプの種類、原動機の種類、出力及び貯水設備の種類、容量、個数並びに給水処理設備の種類、容量及び個数	—	—	—
	(4) 管等に係る次の事項				8 蒸気タービンに附属する管等に係る次の事項			
	イ 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあっては、常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	4.5	火力技術基準配管		(1) 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③
						5	×	②-A,③
	ロ 蒸気だめ、ドレンタンクの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料	4.5	湿分分離器ドレンタンク		(2) 蒸気だめ、ドレンタンクの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料	5	×	②-A
	ハ 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—		(3) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—	—
	3 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—		9 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	—
	4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項				—			
	(1) 品質保証の実施に係る組織	—	—		—	—	×	①
	(2) 保安活動の計画	—	—		—	—	×	
	(3) 保安活動の実施	—	—		—	—	×	
	(4) 保安活動の評価	—	—		—	—	×	
	(5) 保安活動の改善	—	—		—	—	×	
計測制御系統施設	沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。)にあっては、次の事項			3 計測制御系統設備	沸騰水型原子力発電設備に係るものにあっては、次の事項			
	1 制御方式及び制御方法				1 制御方式及び制御方法			
	(1) 発電用原子炉の制御方式				(1) 原子炉の制御方式			
	発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、発電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全保護系等の制御方式	59, 61	発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、発電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全保護系等の制御方式		原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、原子炉の圧力の制御方式、原子炉の水位の制御方式及び安全保護系の制御方式	—	×	②-C,③
	(2) 発電用原子炉の制御方法				(2) 原子炉の制御方法			
	制御棒の位置の制御方法、原子炉再循環流量の制御方法、ほう酸水注入設備の制御方法、発電用原子炉の圧力の制御方法、給水の制御方法及び安全保護系等の制御方法	59, 61	制御棒の位置の制御方法、原子炉再循環流量の制御方法、ほう酸水注入設備の制御方法、発電用原子炉の圧力の制御方法、給水の制御方法及び安全保護系等の制御方法		制御棒の位置の制御方法、原子炉再循環流量の制御方法、ほう酸水注入設備の制御方法、原子炉の圧力の制御方法、給水の制御方法及び安全保護系の制御方法	—	×	②-C,③
	2 制御材に係る次の事項				2 制御材に係る次の事項			
	(1) 制御棒の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、最大反応度価値(制御棒グループごとに引抜く場合は、グループ及び一本の別に記載すること。)、主要寸法、個数及び落下速度	4.5,36,59	制御棒		(1) 制御棒の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、最大反応度価値(制御棒グループごとに引抜く場合は、グループ及び一本の別に記載すること。)、主要寸法、個数及び落下速度	5,23	○(認可)	
	(2) ほう酸水の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、負の反応度添加率及び貯蔵量	59	ほう酸水		(2) ほう酸水の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、負の反応度添加率及び貯蔵量	—	×	②-C,③
	3 制御材駆動装置に係る次の事項				3 制御材駆動装置に係る次の事項			
	(1) 制御棒駆動機構の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数、取付箇所、駆動速度及び挿入時間並びに電動駆動の場合にあっては原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4.5,59	制御棒駆動機構		(1) 制御棒駆動機構の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数、駆動速度及び挿入時間並びに電動駆動の場合にあっては原動機の種類、出力及び個数	5	×	②-A,②-C,③
	(2) 制御棒駆動水圧設備に係る次の事項				(2) 制御棒駆動水圧設備に係る次の事項			
	イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—
	ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4.5,59	水圧制御ユニットアキュムレータ		ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,②-C,③
		4.5,59	水圧制御ユニット窒素容器			5	×	②-A,②-C,③
		4.5	スクラム水排出容器			5	×	②-A,③
	ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4.5,59	C12-126		ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②-A,②-C,③
		4.5,59	C12-127			5	×	②-A,②-C,③
	ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	4.5	DBクラス2配管(制御棒駆動水圧系)			5	×	②-A,③
		4.5	DBクラス3配管(制御棒駆動水圧系)			5	×	②-A,③
		4.5,59	DBクラス2/SAクラス2配管(制御棒駆動水圧系)			5	×	②-A,②-C,③
		4.5,59				5	×	②-A,②-C,③
		4.5,59	DBクラス3/SAクラス2配管(制御棒駆動水圧系)			5	×	②-A,②-C,③
		4.5,59				5	×	②-A,②-C,③
		59	SAクラス2配管(制御棒駆動水圧系)			—	×	②-C,③
	4 ほう酸水注入設備に係る次の事項				4 ほう酸水注入設備に係る次の事項			
	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4.5,59	ほう酸水注入ポンプ		(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5	×	②-A,②-C,③
	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4.5,59	ほう酸水貯蔵タンク		(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,②-C,③
	(3) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4.5,57	C41-F029A, B		—	5	×	②-A,②-C,③
	(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		(3) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	—	—	—
	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	4.5,59	DBクラス2/SAクラス2配管(ほう酸水注入系)			5	×	②-A,②-C,③
		59	SAクラス2配管(ほう酸水注入系)		—	—	×	②-C,③

東海第二発電所　炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

＊の理由　①：炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②－A：炉規法DB耐震基準変更による対象設備（既設設備）であり、電事法での技術基準に変更なし
－B：炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
－C：炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④：炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には 該当しない

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】（昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号）		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】（平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号）		技術基準省令（省令62号）	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるもの に限る。）			電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるもの に限る。）		要：○ 否：×	否の理由（＊）
計測制御系統施設	5 計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）			3 計測制御系統設備	5 計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）			
	（1） 起動領域計測装置（中性子源領域計測装置、中間領域計測装置）及び出力領域計測装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5,73	起動領域計装		（1） 起動領域計測装置（中性子源領域計測装置、中間領域計測装置）及び出力領域計測装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	5	×	②－A,②－C,③
		4,5,73	出力領域計装			5	×	②－A,②－C,③
	（2） 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む。）を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5	主蒸気流量		（2） 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	5	×	②－A,③
		73	原子炉圧力容器温度【新設】			－	×	②－C
		73	高圧代替注水系系統流量【新設】			－	×	②－C
		73	低圧代替注水系原子炉注水流量（常設ライン用、常設ライン狭帯域用、可搬ライン用、可搬ライン狭帯域用）【新設】			－	×	②－C
		73	代替循環冷却系原子炉注水流量【新設】			－	×	②－C
		73	代替循環冷却系ポンプ入口温度【新設】			－	×	②－C
		73	残留熱除去系熱交換器入口温度			－	×	②－C
		73	残留熱除去系熱交換器出口温度			－	×	②－C
		4,5,73	原子炉隔離時冷却系系統流量			5	×	②－A,②－C,③
		4,5,73	高圧炉心スプレイ系系統流量			5	×	②－A,②－C,③
		4,5,73	低圧炉心スプレイ系系統流量			5	×	②－A,②－C,③
		4,5,73	残留熱除去系系統流量			5	×	②－A,②－C,③
	（3） 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5,73	原子炉圧力		（3） 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	5	×	②－A,②－C,③
		73	原子炉圧力（SA）【新設】			－	×	②－C
		4,5	原子炉水位			5	×	②－A,③
		4,5,73	原子炉水位（広帯域）【新設】			5	×	②－A,②－C,③
		4,5,73	原子炉水位（燃料域）【新設】			5	×	②－A,②－C,③
		73	原子炉水位（SA広帯域）			－	×	②－C
		73	原子炉水位（SA燃料域）			－	×	②－C
	（4） 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5,73	ドライウェル圧力		（4） 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	5	×	②－A,②－C,③
		4,5,73	サプレッション・チェンバ圧力			5	×	②－A,②－C,③
		4,5,73	サプレッション・プール水温度			5	×	②－A,②－C,③
		73	ドライウェル雰囲気温度【新設】			－	×	②－C
		73	サプレッション・チェンバ雰囲気温度【新設】			－	×	②－C
		73	格納容器下部水温			－	×	②－C
		4,5	格納容器内水素濃度			5	×	②－A,③
		4,5	格納容器内酸素濃度			5	×	②－A,③
		67,73	格納容器内水素濃度（SA）【新設】			－	×	②－C
		67,73	格納容器内酸素濃度（SA）【新設】			－	×	②－C
	（5） 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	73	代替淡水貯槽水位		—	－	×	②－C
		73	西側淡水貯水設備水位			－	×	②－C
	（6） 原子炉冷却材浄化設備に係る原子炉冷却材の水質を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		（5） 原子炉冷却材浄化設備に係る原子炉冷却材の水質を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	—	—	—
	（7） 原子炉冷却材再循環流量（改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、炉心流量）を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		（6） 原子炉冷却材再循環流量（改良型沸騰水型原子力発電設備に係るものにあっては、炉心流量）を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	—	—	—
	（8） 制御棒の位置を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		（7） 制御棒の位置を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	—	—	—
	（9） 制御棒駆動水の圧力を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		（8） 制御棒駆動水の圧力を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	—	—	—
	（10） 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	73	低圧代替注水系格納容器スプレイ流量（常設ライン用、可搬ライン用）【新設】		—	－	×	①
		73	低圧代替注水系格納容器下部注水流量【新設】			－	×	①
		73	代替循環冷却系格納容器スプレイ流量【新設】			－	×	①
	（11） 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5,73	サプレッション・プール水位		—	5	×	①
		73	格納容器下部水位【新設】			－	×	①
	（12） 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	68,73	原子炉建屋水素濃度【新設】		—	－	×	①
	6 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、原子炉非常停止に要する信号の個数及び設定値並びに原子炉非常停止信号を発信させない条件	12	原子炉圧力高		6 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類及び個数、原子炉非常停止に要する信号の個数及び設定値並びに原子炉非常停止信号を発信させない条件	—	×	②－B,③
		12,35	原子炉水位低			22	○（認可）	
		12	ドライウェル圧力高			－	×	②－B,③
		12	主蒸気管放射能高			－	×	②－B,③
		12	原子炉モード・スイッチ「停止」			－	×	②－B,③
		12	手動			－	×	②－B,③
		12	地震加速度大			－	×	②－B,③
	7 工学的安全施設等の起動信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、工学的安全施設等の起動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設等の起動信号を発信させない条件	12,35,59,61	原子炉水位異常低下		7 工学的安全施設起動信号の種類、検出器の種類及び個数、工学的安全施設起動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設起動信号を発信させない条件	22	○（認可）	
		12,35	原子炉水位低			22	○（認可）	
		12	主蒸気管圧力低			－	×	②－B,③
		12	主蒸気管放射能高			－	×	②－B,③
		12	主蒸気管トンネル温度高			－	×	②－B,③
		12	主蒸気管流量大			－	×	②－B,③
		12	復水器真空度低			－	×	②－B,③
		12	ドライウェル圧力高			－	×	②－B,③
		12	手動			－	×	②－B,③
		59	原子炉圧力高【新設】			－	×	②－C
		59	手動スイッチ【新設】			－	×	②－C
		59	再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ【新設】			－	×	②－C
		59	低速度用電源装置遮断器手動スイッチ【新設】			－	×	②－C
		35,59	原子炉水位異常低下とドライウェル圧力高の同時信号			22	○（認可）	
	8 制御用空気設備に係る次の事項				8 制御用空気設備に係る次の事項			
	（1） 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		（1） 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—
	（2） 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	61	高圧窒素ボンベ【新設】		（2） 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	×	②－C
	（3） 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		（3） 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	—	—	—
	（4） 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	（5） 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）	4,5	DBクラス2配管（窒素供給系）		（4） 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②－A,③
		4,5	DBクラス3配管（窒素供給系）			5	×	②－A,③
		61	SAクラス2配管（非常用窒素供給系）【新設】			—	×	②－C
							×	②－C,③
							×	②－C,③
		61	SAクラス2配管（非常用逃がし安全弁駆動系）【新設】			—	×	②－C
							×	②－C,③
	9 原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置に係る次の事項				9 原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置に係る次の事項			
	（1） 原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置の名称、種類、容量、主要寸法、電圧、相、周波数、個数及び取付箇所（電圧、相及び周波数は入力及び出力の別に記載すること。）	—	—		（1） 原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置の名称、種類、容量、主要寸法、電圧、相、周波数及び個数（電圧、相及び周波数は入力及び出力の別に記載すること。）	—	—	—
	（2） 原子炉冷却材再循環ポンプMGセットの名称、発電機の種類、容量、主要寸法、回転速度及び個数並びに原動機の種類、容量、主要寸法、電圧、個数及び取付箇所（可変流体継手を有する場合は、種類、出力、すくい管速度及び個数を記載すること。）	—	—		（2） 原子炉冷却材再循環ポンプMGセットの名称、発電機の種類、容量、主要寸法、回転速度及び個数並びに原動機の種類、容量、主要寸法、電圧及び個数（可変流体継手を有する場合は、種類、出力、すくい管速度及び個数を記載すること。）	—	—	—
	10 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—		10 計測制御系統設備の適用基準及び適用規格	—	—	—

東海第二発電所　炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

＊の理由　①:炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には 該当しない

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		要:○ 否:×	否の理由(＊)
計測制御系統施設	11　設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項	—	—	3　計測制御系統設備	—			
	(1)　品質保証の実施に係る組織	—	—		—	—	×	①
	(2)　保安活動の計画	—	—		—	—	×	
	(3)　保安活動の実施	—	—		—	—	×	
	(4)　保安活動の評価	—	—		—	—	×	
	(5)　保安活動の改善	—	—		—	—	×	
	発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあっては次の事項			(三)　付帯設備 1　発電所の運転を管理するための制御装置	—			
	1　制御方式	—	中央制御方式による常時監視並びに手動及び自動制御		制御方式	—	—	—
	2　中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能	38,74	中央制御室機能(津波・構内監視カメラ、気象観測設備、取水ピット水位計、潮位計、衛星電話設備(可搬型)(待避室)、データ表示装置(待避室)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型照明(SA)、給電含む)【新設】		中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能	24の2	×	②-B,②-C,③
		38	中央制御室機能(盤面器具のグループ化、操作器具、操作方法の統一性、制御盤の手すり、天井照明設備の落下防止措置、識別管理、公的機関からの気象情報の入手含む)			24の2	×	②-B,③
		38	中央制御室外原子炉停止機能			24の2	×	②-B,③
	3　緊急時制御室操作機能	—	—		—	—	—	—
放射性廃棄物の廃棄施設	1　気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備に係る次の事項			6　廃棄設備	1　気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備に係る次の事項			
	(1)　ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	40	使用済粉末樹脂ポンプ		(1)　ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	31	○(認可)	
		40	使用済粉末樹脂デカントポンプ			31	○(認可)	
	(2)　容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	4,5	使用済樹脂貯蔵タンク		(2)　容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	5	×	②-A,③
		4,5	クラッドスラリタンク			5	×	②-A,③
		4,5,15,40	使用済粉末樹脂貯蔵タンク			5, 31	○(認可)	
	(3)　貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	—	—		(3)　貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	—	—	—
	(4)　ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—		(4)　ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	(5)　主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	—		(5)　主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	—	—
	(6)　廃棄物貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法及び材料	—	—		(6)　廃棄物貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法及び材料	—	—	—
	2　気体、液体又は固体廃棄物処理設備に係る次の事項(機器がある処理能力を発揮することを目的として一体となった装置を構成する場合は、その装置の名称、種類、処理能力及び個数を付記すること。)				2　気体、液体又は固体廃棄物処理設備に係る次の事項(機器がある処理能力を発揮することを目的として一体となった装置を構成する場合は、その装置の名称、種類、処理能力及び個数を付記すること。)			
	(1)　熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	4,5	排ガス復水器		(1)　熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
		4,5	排ガス前置除湿器			5	×	②-A,③
		4,5	再生ガス加熱器			5	×	②-A,③
		4,5	廃液濃縮器加熱器			5	×	②-A,③
		4,5	蒸気加熱器			5	×	②-A,③
		4,5	タンクベント冷却器			5	×	②-A,③
	(2)　ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力(真空ポンプにあっては到達真空度)、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	4,5	廃棄物処理建屋機器ドレンサンプポンプ		(2)　ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力(真空ポンプにあっては到達真空度)、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5	×	②-A,③
		39	廃液フィルタ保持ポンプ			30	×	③
		39	プリコートポンプ			30	×	③
		4,5	廃棄物処理棟床ドレンサンプポンプ			5	×	②-A,③
		39	床ドレンフィルタ保持ポンプ			30	×	③
		39	廃液中和スラッジ受ポンプ			30	×	③
		39	ミキサー洗浄ポンプ			30	×	③
	(3)　圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—		(3)　圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—
	(4)　容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	4,5	排ガス再結合器		(4)　容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	5	×	②-A,③
		4,5	廃液収集タンク			5	×	②-A,③
		4,5	サージタンク			5	×	②-A,③
		4,5	凝集装置供給タンク			5	×	②-A,③
		4,5	凝縮水サンプルタンク			5	×	②-A,③
		4,5	廃棄物処理建屋機器ドレンサンプタンク			5	×	②-A,③
		4,5	電磁ろ過器供給タンク			5	×	②-A,③
		4,5	機器ドレン処理水タンク			5	×	②-A,③
		39	プリコートタンク			30	○(届出)	
		15, 29, 39	格納容器機器ドレンサンプ			30	○(届出)	
		4,5	床ドレン収集タンク			5	×	②-A,③
		4,5	床ドレンサンプルタンク			5	×	②-A,③
		4,5	廃液中和タンク			5	×	②-A,③
		4,5	廃棄物処理建屋高電導度ドレンサンプタンク			5	×	②-A,③
		4,5	廃液フィルタ逆洗水受タンク			5	×	②-A,③
		4,5	床ドレンフィルタ逆洗水受タンク			5	×	②-A,③
		4,5	原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器逆洗水受タンク			5	×	②-A,③
		4,5	廃液スラッジ貯蔵タンク			5	×	②-A,③
		4,5	床ドレンスラッジ貯蔵タンク			5	×	②-A,③
		4,5	濃縮廃液貯蔵タンク			5	×	②-A,③
		4,5	使用済樹脂貯蔵タンク			5	×	②-A,③
		39	廃液中和スラッジ受タンク			5	○(届出)	
		39	濃縮廃液計量タンク			30	○(届出)	
		39	ミキサー洗浄タンクB			30	○(届出)	
		39	バッチタンク			30	○(届出)	
		39	スラッジ計量ホッパー			30	○(届出)	
		39	チャージホッパー			30	○(届出)	
		39	苛性溶液タンク			30	○(届出)	
		39	セメントサイロ			30	○(届出)	
		39	セメント計量ホッパー			30	○(届出)	
		4,5	廃油タンク(東海、東海第二発電所共用)			5	×	②-A,③
	(5)　流体状の放射性廃棄物の運搬用容器(放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(流体が液体の場合にあっては、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。)の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料	—	—		(5)　流体状の放射性廃棄物の運搬用容器(放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(流体が液体の場合にあっては、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。)の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮へい材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料	—	—	—
	(6)　固体状の放射性廃棄物(原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射化された主要な廃棄物に限る。)の運搬用容器の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料	—	—		(6)　固体状の放射性廃棄物(原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射化された主要な廃棄物に限る。)の運搬用容器の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮へい材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料	—	—	—
	(7)　貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	15, 29, 39	格納容器床ドレンサンプ		(7)　貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	30	○(届出)	
	(8)　ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	排ガス気水分離器		(8)　ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
		4,5	排ガス前置フィルタ			5	×	②-A,③
		4,5	気水分離器			5	×	②-A,③
		4,5	排ガス後置除湿器			5	×	②-A,③
		4,5	排ガスメッシュフィルタ			5	×	②-A,③
		4,5	排ガス活性炭ベッド			5	×	②-A,③
		4,5	再生ガスメッシュフィルタ			5	×	②-A,③
		4,5	再生ガス気水分離器			5	×	②-A,③
		4,5	再生ガス油分離器			5	×	②-A,③
		4,5	排ガスフィルタ			5	×	②-A,③
		4,5	電磁ろ過器			5	×	②-A,③
		4,5	起ろ過器			5	×	②-A,③
		39	廃液フィルタ			30	○(届出)	
		39	床ドレンフィルタ			30	○(届出)	
		4,5	廃液濃縮器			5	×	②-A,③
	(9)　主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	4,5	G13-F132		(9)　主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②-A,③
		4,5	G13-F133			5	×	②-A,③
		4,5	G13-F129			5	×	②-A,③
		4,5	G13-F130			5	×	②-A,③

東海第二発電所　炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

＊の理由　①：炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A：炉規法DB耐震基準変更による対象設備（既設設備）であり、電事法での技術基準に変更なし
②-B：炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
②-C：炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④：炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には 該当しない

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】（昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号）		技術基準規則		原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】（平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号）		技術基準省令（省令62号）	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるもの に限る。）		設備名	電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるもの に限る。）		要：○ 否：×	否の理由（＊）
放射性廃棄物の廃棄施設	（10） 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	4,5	DBクラス3配管（気体廃棄物処理系）	6 廃棄設備	（10） 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③
		4,5	DBクラス2配管（液体廃棄物処理系）			5	×	②-A,③
		4,5	DBクラス3配管（液体廃棄物処理系）			5	×	②-A,③
		15,39	DBクラス3配管（液体廃棄物処理系）			30	○（届出）	
		4,5,15,39	DBクラス3配管（液体廃棄物処理系）			30	○（届出）	
		4,5	DBクラス3配管（固体廃棄物処理系）			5	×	②-A,③
		4,5	DBクラス3配管（固体廃棄物処理系）			5	×	②-A,③
		39	DBクラス3配管（固体廃棄物処理系）			30	○（届出）	
		4,5,39	DBクラス3配管（固体廃棄物処理系）			30	○（届出）	
	（11） 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—		（11） 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—
	（12） 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—		（12） 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—
	（13） ブロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—		（13） ブロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—
	（14） 減容・固化設備に係る焼却装置、溶融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち（1）から（13）までに掲げるもの以外の主要機器の名称、種類、容量又は処理能力、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	4,5	減容器		（14） 減容・固化設備に係る焼却装置、溶融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち（1）から（13）までに掲げるもの以外の主要機器の名称、種類、容量又は処理能力、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5	×	②-A,③
		39	遠心分離器			30	○（届出）	
		39	スラッジコンベヤー			30	○（届出）	
		39	アウトドラムミキサー			30	○（届出）	
		39	セメントコンベヤー			30	○（届出）	
		39	ドラムコンベヤー			30	○（届出）	
		39	ミキサー洗浄タンクA			30	○（届出）	
		4,5	減容固化系乾燥機			5	×	②-A,③
		4,5	減容固化系ミストセパレータ			5	×	②-A,③
	（15） 排気口の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	—	—		（15） 排気口の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	（16） 排気筒の名称、種類、主要寸法、材料及び個数（内筒及び外筒の別に記載すること。）	4,5	主排気筒	8 排気筒	名称、種類、主要寸法、材料及び個数（内筒及び外筒の別に記載すること。）	5	×	②-A,③
		4,5	非常用ガス処理系排気筒			5	×	②-A,③
	3 堰その他の設備に係る次の事項			6 廃棄設備	3 堰その他の設備に係る次の事項			
	（1） 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物（気体状のものを除く。以下同じ。）を内包する容器（放射性物質の濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。）からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するために施設する堰の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料	—	—		（1） 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物（気体状のものを除く。以下同じ。）を内包する容器（放射性物質の濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。）からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するために施設する堰の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料	—	—	—
	（2） 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰（放射性廃棄物運搬用容器にあっては、流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する設備）の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料	39	キャスク搬出入用出入口		（2） 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰（放射性廃棄物運搬用容器にあっては、流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する設備）の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料	30	×	②-A,③
		39	サイトバンカトラックエリア出入口			30	×	②-A,③
		39	廃棄物処理建屋機器搬入用出入口			30	×	②-A,③
		39	雑固体ドラム搬出入用出入口			30	×	②-A,③
		39	ドラム搬入室出入口			30	×	②-A,③
		39	廃棄物処理建屋出入口			30	×	②-A,③
		39	焼却設備機器搬出入用出入口			30	×	②-A,③
		39	連絡配管路出入口（中廊下（二階））			30	○（届出）	
		39	サイトバンカ非常用出入口			30	○（届出）	
		39	連絡配管路出入口（廃棄物処理棟			30	○（届出）	
	4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	—	—		4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	—	—	—
	5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—		5 廃棄設備の適用基準及び適用規格	—	—	—
	6 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項				—			
	（1） 品質保証の実施に係る組織	—	—		—	—	×	①
	（2） 保安活動の計画	—	—		—	—	×	
	（3） 保安活動の実施	—	—		—	—	×	
	（4） 保安活動の評価	—	—		—	—	×	
	（5） 保安活動の改善	—	—		—	—	×	
	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項							
	1 放射線管理用計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）							
	（1） プロセスモニタリング設備に係る次の事項							
	イ 主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数	4,5	主蒸気管放射能モニタ			5	×	②-A,③
	ロ 原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数	4,5,73	格納容器雰囲気放射線モニタ（D/W、S/C）			5	×	②-A,②-C,③
	ハ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数	12	排ガス放射線モニタ			—	×	②-B,③
		12	排ガス線形放射線モニタ			—	×	②-B,③
		12	主排気筒放射線モニタ			—	×	②-B,③
		12	非常用ガス処理系排気筒放射線モニタ			—	×	②-B,③
		4,5	原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ			5	×	②-A,③
		67, 73	フィルタ装置出口放射線モニタ（低レンジ、高レンジ）【新設】			—	×	②-C
		73	耐圧強化ベント系放射線モニタ【新設】			—	×	②-C

東海第二発電所　炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

＊の理由　①：炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②－A：炉規法DB耐震基準変更による対象設備（既設設備）であり、電事法での技術基準に変更なし
②－B：炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
②－C：炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④：炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には 該当しない

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】（昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号）		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】（平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号）		技術基準省令（省令62号）	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）			電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）		要：○ 否：×	否の理由（＊）
放射線管理施設	（2）エリアモニタリング設備に係る次の事項			5 放射線管理設備	（2）エリアモニタリング設備に係る次の事項			
	イ 中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数	—	—		イ 中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数	—	—	—
	ロ 緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数	—	—		—	—	—	—
	ハ 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数	76	緊急時対策所エリアモニタ【新設】		—	—	×	②－C
	ニ 使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数	34	原子炉建屋エリアモニタ（燃料取替フロア燃料プール）		ロ 使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数	20	×	②－B,③
		69, 73	使用済燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ、高レンジ）【新設】			—	×	②－C
	ホ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人の放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数	—	—		ハ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人の放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数	—	—	—
	（3）固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数	34	モニタリング・ポスト（東海、東海第二発電所共用）		（3）固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数	20	×	②－B,③
	（4）移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所	75, 76	可搬型モニタリング・ポスト【新設】			—	×	②－C
		75	β線サーベイ・メータ【新設】			—	×	②－C
		75	NaIシンチレーションサーベイ・メータ【新設】			—	×	②－C
		75	ZnSシンチレーションサーベイ・メータ【新設】			—	×	②－C
		75	電離箱サーベイ・メータ【新設】			—	×	②－C
	2 換気設備（中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの（非常用のものに限る。）並びに放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のものを除く。）に係る次の事項				2 換気設備（中央制御室に設置するもの（非常用のものに限る。）、非常用ガス処理設備として設置するもの及び放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のものを除く。）に係る次の事項				
	（1）容器（中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するもの（非常用のものに限る。）に限る。）の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	74	中央制御室待避室空気ボンベ【新設】			—	×	②－C
		76	緊急時対策所加圧設備（東海、東海第二発電所共用）【新設】		—	—	×	②－C
		63, 65, 67	第二弁操作室空気ボンベ【新設】			—	×	②－C
	（2）主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		（4）主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	—	—	—
	（3）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）	4,5,74	DBNonクラス配管／SAクラス2配管（中央制御室換気系）		（5）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②－A,②－C,③
		4,5,38,43,74	DBNonクラス配管／SAクラス2配管（中央制御室換気系）			5, 24の2, 28	×	②－A,②－C,③
		74	SAクラス2配管（中央制御室待避室）【新設】			—	×	②－C,③
		76	SAクラス2配管（緊急時対策所換気系）【新設】			—	×	②－C,③
		63,65,67	SAクラス2配管（第二弁操作室）【新設】			—	×	②－C,③
	（4）送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率	4,5,38,43,74	中央制御室換気系空気調和機ファン		（1）送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5, 24の2, 28	○（認可）	
		76	緊急時対策所非常用送風機（東海、東海第二発電所共用）【新設】			—	×	②－C,③
	（5）排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率	4,5,38,43,74	中央制御室換気系フィルタ系ファン		（2）排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5,24の2,28	○（認可）	
	（6）フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5,74	中央制御室換気系フィルタユニット		（3）フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法及び個数	5	×	②－A,②－C,③
	3 生体遮蔽装置（一次遮蔽、二次遮蔽、補助遮蔽、中央制御室遮蔽、原子炉遮蔽並びに緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材、使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材、放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材及び一時的に設置するものを除く。）の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料	76	緊急時対策所非常用フィルタ装置（東海、東海第二発電所共用）【新設】			—	×	②－A,③
		4,5	原子炉遮蔽		3 生体遮へい装置（一次遮へい、二次遮へい、補助遮へい、中央制御室遮へい及び原子炉遮へいに限る。使用済燃料運搬用容器の放射線遮へい材、使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮へい材、放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮へい材及び一時的に設置するものを除く。）の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料	5	×	②－A,③
		42,74,76	二次遮蔽			27	○（認可）	
		4,5,38,42,74	中央制御室遮蔽			5, 24の2, 27	○（認可）	
		74	中央制御室遮蔽（待避室）【新設】			—	×	②－C
		76	緊急時対策所遮蔽（東海、東海第二発電所共用）【新設】			—	×	②－C
	4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—		4 放射線管理設備の適用基準及び適用規格	—	—	—
	5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項				—			
	（1）品質保証の実施に係る組織	—	—		—	—	×	①
	（2）保安活動の計画	—	—		—	—	×	
	（3）保安活動の実施	—	—		—	—	×	
	（4）保安活動の評価	—	—		—	—	×	
	（5）保安活動の改善	—	—		—	—	×	
原子炉格納施設	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項			7 原子炉格納施設	沸騰水型原子力発電設備に係るものにあっては、次の事項			
	1 原子炉格納容器に係る次の事項				1 原子炉格納容器に係る次の事項			
	（1）原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材料及び個数（ドライウェル及びサプレッションプールの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料を付記すること。）	4,5,63,64,65,66,67	原子炉格納容器（ドライウェル、サプレッション・チェンバ）		（1）原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材料及び個数（ドライウェル及びサプレッションプールの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料を付記すること。）	5	×	②－A,②－C,③
	（2）機器搬出入口の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5,63,64,65,66,67	機器搬入用ハッチ		（2）機器搬出入口の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②－A,②－C,③
	（3）エアロックの名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5,63,64,65,66,67	所員用エアロック		（3）エアロックの名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②－A,②－C,③
		4,5,63,64,65,66,67	サプレッション・チェンバアクセスハッチ			5	×	②－A,②－C,③
	（4）原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部の名称又は貫通部番号、種類、個数、最高使用圧力、最高使用温度、構成、主要寸法及び材料	4,5,63,64,65,66,67	固定式配管貫通部		（4）原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部の名称又は貫通部番号、種類、個数、最高使用圧力、最高使用温度、構成、主要寸法及び材料	5	×	②－A,②－C,③
		4,5,27,63,64,65,66,67	固定式配管貫通部			5,16の2	×	②－A,②－C,③
		4,5,63,64,65,66,67	電気配線貫通部			5	×	②－A,②－C,③
		4,5,44,63,64,65,66,67	電気配線貫通部			5	○（認可）	
	2 原子炉建屋に係る次の事項				2 原子炉建屋に係る次の事項			
	（1）原子炉建屋原子炉棟の名称、種類、設計気密度、主要寸法、材料及び個数	4,5,68,74	原子炉建屋原子炉棟		（1）原子炉建屋原子炉棟の名称、種類、設計気密度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②－A,②－C,③
	（2）機器搬出入口の名称、主要寸法及び個数	4,5,68,74	原子炉建屋大物搬入口		（2）機器搬出入口の名称、主要寸法及び個数	5	×	②－A,②－C,③
	（3）エアロックの名称、主要寸法及び個数	4,5,68,74	原子炉建屋エアロック		（3）エアロックの名称、主要寸法及び個数	5	×	②－A,②－C,③
	（4）原子炉建屋基礎スラブの名称、種類、主要寸法及び材料	4,5,68,74	原子炉建屋基礎盤		（4）原子炉建屋基礎スラブの名称、種類、主要寸法及び材料	5	×	②－A,②－C,③
	3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項				3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項			
	（1）真空破壊装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	4,5,63,64,65,66,67	真空破壊装置		（1）真空破壊装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②－A,②－C,③
	（2）ダイヤフラムフロアの名称、種類、設計差圧、主要寸法及び材料	4,5,63,64,65,66,67	ダイヤフラム・フロア		（2）ダイヤフラムフロアの名称、種類、設計差圧、主要寸法及び材料	5	×	②－A,②－C,③
	（3）ダウンカマの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—		（3）ダウンカマの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	（4）ベント管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5,63,64,65,66,67	ベント管		（4）ベント管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②－A,②－C,③
	（5）ベントヘッダの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—		（5）ベントヘッダの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	（6）原子炉格納容器安全設備に係る次の事項				（6）原子炉格納容器スプレイ設備に係る次の事項			
	イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	ロ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	64	残留熱除去系熱交換器		イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	—	×	②－C,③
	ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	64	残留熱除去系ポンプA,B		ロ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	×	②－C,③
		66	ほう酸水注入ポンプ			—	×	②－C,③
		64,66	常設低圧代替注水系ポンプ【新設】			—	×	②－C
		64,66,70,71	可搬型代替注水大型ポンプ【新設】			—	×	②－C
		64,66,71	可搬型代替注水中型ポンプ【新設】			—	×	②－C
		65,66	代替循環冷却系ポンプ【新設】			—	×	②－C
	ニ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	66,71	ほう酸水貯蔵タンク		—	—	×	②－C,③
	ヘ 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	64,66,71	代替淡水貯槽【新設】			—	×	②－C
		64,66,71	西側淡水貯水設備【新設】		—	—	×	②－C
		66	格納容器床ドレンサンプ【新設】			—	×	②－C
	ト ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	64,65,66	残留熱除去系ストレーナA,B		ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	×	②－C,③
		66	高圧炉心スプレイ系ストレーナ			—	×	②－C,③
	チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	57	E12－F025A			—	×	②－C,③
		57	E12－F025B			—	×	②－C,③
		57	E12－F025C		—	—	×	②－C,③
		57	E21－F018			—	×	②－C,③
		57	C41－F029A			—	×	②－C,③
		57	C41－F029B			—	×	②－C,③

東海第二発電所　炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

＊の理由　①：炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A：炉規法DB耐震基準変更による対象設備（既設設備）であり、電事法での技術基準に変更なし
②-B：炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
②-C：炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④：炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には 該当しない

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】（昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号）		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】（平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号）		技術基準省令（省令62号）	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）			電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）		要：○ 否：×	否の理由（＊）
原子炉格納施設	リ　主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—	7　原子炉格納施設	ニ　主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	—	—	—
	ヌ　主配管（スプレイヘッダを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）	4,5	DBクラス2配管（格納容器スプレイヘッダ）		ホ　主配管（スプレイヘッダを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③
		64	SAクラス2配管（格納容器スプレイ冷却系）			—	×	②-C,③
		64				—	×	②-C,③
		64	SAクラス2配管（サプレッション・プール冷却系）			—	×	②-C,③
		64				—	×	②-C,③
		66	SAクラス2配管（ほう酸水注入系）			—	×	②-C,③
		66				—	×	②-C,③
		64	SAクラス2配管（代替格納容器スプレイ冷却系）【新設】			—	×	②-C
						—	×	②-C,③
						—	×	②-C,③
		64	SAクラス3配管（代替格納容器スプレイ冷却系）【新設】			—	×	②-C
		65	SAクラス2配管（代替循環冷却系）【新設】			—	×	②-C
		65, 66				—	×	②-C,③
		65, 66				—	×	②-C,③
		66	SAクラス2配管（格納容器下部注水系）【新設】			—	×	②-C
		66				—	×	②-C,③
		66				—	×	②-C,③
		66	SAクラス3配管（格納容器下部注水系）【新設】			—	×	②-C
		66	SAクラス2配管（ペデスタル排水系）【新設】			—	×	②-C
		66				—	×	②-C,③
		66	SAクラス2配管（高圧代替注水系）【新設】			—	×	②-C
		66				—	×	②-C,③
		66				—	×	②-C,③
		66				—	×	②-C
		66	SAクラス2配管（低圧代替注水系）【新設】			—	×	②-C,③
		66				—	×	②-C,③
		66	SAクラス3配管（低圧代替注水系）【新設】			—	×	②-C
		70	SAクラス3配管（原子炉建屋放水設備）【新設】			—	×	②-C
		71	SAクラス3配管（代替水源供給設備）【新設】			—	×	②-C
	ル　送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	ヲ　排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	（7）　放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備に係る次の事項				（7）　可燃性ガス濃度制御設備に係る次の事項			
	イ　冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	ロ　熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	ハ　ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	ニ　圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	63,65,67	窒素供給装置【新設】		—	5	×	②-C
	ホ　加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5	可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器		ハ　加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ヘ　容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5	低圧マニホールド		ニ　容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ト　蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		ホ　蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	チ　加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		ヘ　加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	リ　安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5	2-43V-6A, B		—	—	×	①
	ヌ　主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5	SB2-4A, B		ト　主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②-A,③
		4,5	SB2-5A, B			5	×	②-A,③
		4,5	SB2-7A, B			5	×	②-A,③
		4,5	SB2-12A			5	×	②-A,③
		4,5	SB2-13A, B			5	×	②-A,③
		4,5	SB2-9A, B			5	×	②-A,③
		4,5	SB2-11A, B			5	×	②-A,③
	ル　主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）	4,5	DBクラス4配管（原子炉建屋ガス処理系）		チ　主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③
		4,5,68,74	DBクラス4/SAクラス2配管（原子炉建屋ガス処理系）			5	×	②-A,②-C,③
						5	×	②-A,②-C,③
		4,5,26,43,44,68,74	DBクラス4/SAクラス2配管（原子炉建屋ガス処理系）			5	○（認可）	
						5	○（認可）	
		4,5	DBクラス2,3配管（可燃性ガス濃度制御系）			5	×	②-A,③
		4,5	DBクラス3配管（主蒸気隔離弁漏えい抑制系）			5	×	②-A,③
						—	×	②-C
		63,65,67	SAクラス2配管（窒素ガス代替注入系）【新設】			—	×	②-C,③
						—	×	②-C,③
	ヲ　ブロワの名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5	可燃性ガス濃度制御系再結合装置ブロワ		ロ　ブロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5	×	②-A,③
		4,5	主蒸気隔離弁漏えい抑制系ブロワ			5	×	②-A,③
	ワ　再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに電熱器の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5	可燃性ガス濃度制御系再結合装置		イ　再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
		68	静的触媒式水素再結合器【新設】			—	×	②-C
	カ　送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	ヨ　排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5,68,74	非常用ガス再循環系排風機		—	5	×	②-A,②-C,③
		4,5,26,43,44,68,74	非常用ガス処理系排風機			5, 25, 28, 32	○（認可）	
	タ　フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4,5,68,74	非常用ガス処理系フィルタトレイン		—	5	×	②-A,②-C,③

東海第二発電所　炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

＊の理由　①：炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A：炉規法DB耐震基準変更による対象設備（既設設備）であり、電事法での技術基準に変更なし
-B：炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C：炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④：炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には 該当しない

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】（昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号）		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】（平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号）		技術基準省令（省令62号）	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）			電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）		要：○ 否：×	否の理由（＊）
原子炉格納施設	（8） 原子炉格納容器調気設備に係る次の事項			7 原子炉格納施設	（8） 原子炉格納容器調気設備に係る次の事項			
	イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—		イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	ロ 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—		ロ 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	ハ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—		ハ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	4,5	2-26B-2		ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②-A,③
		4,5,44	2-26B-9			5, 32	○（認可）	
		4,5,44	2-26B-12			5, 32	○（認可）	
		4,5	2-26B-5			5	×	②-A,③
		4,5,44	2-26B-6			5, 32	○（認可）	
		4,5,44	2-26B-10			5, 32	○（認可）	
		4,5,44	2-26B-7			5, 32	○（認可）	
		4,5	2-26B-1			5	×	②-A,③
		4,5	2-26B-8			5	×	②-A,③
		4,5	2-26B-13			5	×	②-A,③
		4,5	2-26B-14			5	×	②-A,③
	ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	4,5	DBクラス2配管（原子炉格納容器調気設備）		ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③
		4,5,44	DBクラス2配管（原子炉格納容器調気設備）			5, 32	○（認可）	
		4,5	DBクラス3配管（原子炉格納容器調気設備）			5	×	②-A,③
		4,5				5	×	②-A,③
	（9） 圧力逃がし装置に係る次の事項				—			
	イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	65,67	SA14-F001A, B【新設】		—	—	×	①
		65,67	2-26B-12			—	×	①
		65,67	2-26B-10			—	×	①
	ハ 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	65,67	圧力開放板【新設】		—	—	×	①
	ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）	63,65,67	SAクラス2配管（格納容器圧力逃がし装置）【新設】		—	—	×	①
						—	×	①
		65,67	SAクラス3配管（格納容器圧力逃がし装置）【新設】			—	×	①
		71	SAクラス3配管（代替水源供給装置）【新設】			—	×	①
	ホ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	ヘ フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	65,67	フィルタ装置		—	—	×	①
	4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—		4 原子炉格納施設の適用基準及び適用規格	—	—	①
	5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項				—			
	（1） 品質保証の実施に係る組織	—	—		—	—	×	①
	（2） 保安活動の計画	—	—		—	—	×	
	（3） 保安活動の実施	—	—		—	—	×	
	（4） 保安活動の評価	—	—		—	—	×	
	（5） 保安活動の改善	—	—		—	—	×	
その他発電用原子炉の附属施設				（三） 付帯設備 2 非常用予備発電装置	—			
1 非常用電源設備	1 常用電源設備との切換方法	45,72	非常用ディーゼル発電機（常用電源設備との切換方法）		1 常用電源設備との切換方法	33	×	②-B,②-C,③
		45,72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（常用電源設備との切換方法）			33	×	②-B,②-C,③
		72	常設代替高圧電源装置（常用電源設備との切換方法）【新設】			—	×	②-C
		76	緊急時対策所用発電機（常用電源設備との切換方法）【新設】			—	×	②-C
		72	可搬型代替低圧電源車（常用電源設備との切換方法）【新設】			—	×	②-C
		63,65,67	窒素供給装置用電源車（常用電源設備との切換方法）【新設】			—	×	②-C
	2 非常用発電装置に係る次の事項				2 非常用ディーゼル発電設備に係る次の事項			
	（1） ガスタービンに係る次の事項				—			
	イ ガスタービンの種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被駆動機一体の危険速度、排出ガス量、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	ロ 主要な管の主要寸法及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）	—	—		—	—	—	—
	ハ 調速装置及び非常調速装置の種類	—	—		—	—	—	—
	ニ ガスタービンに附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	ホ ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機に係る次の事項	—	—		—	—	—	—
	1 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	2 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	3 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	4 冷却塔又は冷却池の種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	ヘ 空気冷却器に係る次の事項	—	—		—	—	—	—
	1 種類、入口及び出口の温度、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—
	2 中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料	—	—		—	—	—	—
	ト ガスタービンに附属する管に係る次の事項	—	—		—	—	—	—
	1 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）	—	—		—	—	—	—
	2 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—	—	—	—

東海第二発電所　炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

＊の理由　①:炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には 該当しない

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則		原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		設備名	電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		要:○ 否:×	否の理由(＊)
1 非常用電源設備	(2) 内燃機関に係る次の事項			(三) 付帯設備 2 非常用予備発電装置	(1) 内燃機関に係る次の事項			
	イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数並びに取付箇所並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	非常用ディーゼル発電機内燃機関		イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量並びに個数並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度及び個数	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		72	常設代替高圧電源装置内燃機関【新設】			—	×	②-C
		72	可搬型代替低圧電源車内燃機関【新設】			—	×	②-C
		76	緊急時対策所用発電機内燃機関(東海、東海第二発電所共用)【新設】			—	×	②-C
		63,65,67	窒素供給装置用電源車内燃機関【新設】			—	×	②-C
	ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類	4,5,45,72	非常用ディーゼル発電機調速装置、非常用ディーゼル発電機非常調速装置		ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機調速装置、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機非常調速装置			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		72	常設代替高圧電源装置調速装置【新設】、常設代替高圧電源装置非常調速装置【新設】			—	×	②-C
		72	可搬型代替低圧電源車調速装置【新設】、可搬型代替低圧電源車非常調速装置【新設】			—	×	②-C
		76	緊急時対策所用発電機調速装置(東海、東海第二発電所共用)【新設】、緊急時対策所用発電機非常調速装置(東海、東海第二発電所共用)【新設】			—	×	②-C
		63,65,67	窒素供給装置用電源車調速装置【新設】、窒素供給用電源車非常調速装置【新設】			—	×	②-C
	ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	非常用ディーゼル発電機冷却水ポンプ		ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機冷却水ポンプ			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		72	常設代替高圧電源装置冷却水ポンプ【新設】			—	×	②-C
		72	可搬型代替低圧電源車冷却水ポンプ【新設】			—	×	②-C
		76	緊急時対策所用発電機冷却水ポンプ(東海、東海第二発電所共用)【新設】			—	×	②-C
		63,65,67	窒素供給装置用電源車冷却水ポンプ【新設】			—	×	②-C
	ニ 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項				ニ 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項			
	1 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	非常用ディーゼル発電機空気だめA		1 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめA			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
	2 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,57,72	3-14Z1		2 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,57,72	3-14Z101			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,57,72	3-14Z201			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
	3 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		3 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—
	ホ 燃料ディタンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	非常用ディーゼル発電機燃料油ディタンク		ホ 燃料ディタンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油ディタンク			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		72	常設代替高圧電源装置燃料油サービスタンク【新設】			—	×	②-C
		72	可搬型代替低圧電源車燃料タンク【新設】			—	×	②-C
		76	緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク(東海、東海第二発電所共用)【新設】			—	×	②-A, ③
		63, 65, 67	窒素供給装置用電源車燃料タンク【新設】			—	×	②-C
	(3) ガスタービン及び内燃機関以外を用いた発電装置の名称、電圧、電流、主要寸法及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		—	—	—	—
	(4) 燃料設備に係る次の事項				—			
	イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ			5, 33	×	①
		4,5,45,72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ		—	5, 33	×	①
		72	常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ【新設】			—	×	①
		76	緊急時対策所用発電機給油ポンプ(東海、東海第二発電所共用)【新設】			—	×	①
	ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	軽油貯蔵タンク			5, 33	×	①
		76	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク(東海、東海第二発電所共用)【新設】		—	—	×	①
		63,65,67,72	可搬型設備用軽油タンク【新設】			—	×	①
		63,65,67,72	タンクローリ【新設】			—	×	①
	ハ 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—		—	—	—	—
	ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	4,5,45,72	火力技術基準配管(非常用ディーゼル発電装置、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置)			—	×	①
		72	火力技術基準配管(常設代替高圧電源装置)【新設】		—	—	×	①
		76	火力技術基準配管(緊急時対策所用発電機)【新設】			—	×	①
		72	SAクラス3配管(可搬型代替低圧電源車)【新設】			—	×	①
		63,65,67	SAクラス3配管(窒素供給装置用電源車)【新設】			—	×	①
	(5) 発電機に係る次の事項				(2) 発電機に係る次の事項			
	イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	非常用ディーゼル発電機		イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		72	常設代替高圧電源装置【新設】			(5の2第2項)	×	②-C
		72	可搬型代替低圧電源車【新設】			(5の2第2項)	×	②-C
		76	緊急時対策所用発電機(東海、東海第二発電所共用)【新設】			—	×	②-C
		63, 65, 67	窒素供給装置用電源車【新設】			—	×	②-C
	ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	非常用ディーゼル発電機励磁装置		ロ 励磁装置の名称、種類、容量及び個数	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機励磁装置			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		72	常設代替高圧電源装置励磁装置【新設】			—	×	②-C
		72	可搬型代替低圧電源車励磁装置【新設】			—	×	②-C
		76	緊急時対策所用発電機励磁装置(東海、東海第二発電所共用)【新設】			—	×	②-C
		63,65,67	窒素供給装置用電源車励磁装置【新設】			—	×	②-C
	ハ 保護継電装置の名称及び種類	4,5,45,72	非常用ディーゼル発電機保護継電装置		ハ 保護継電装置の名称及び種類	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機保護継電装置			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		72	常設代替高圧電源装置保護継電装置【新設】			—	×	②-C
		72	可搬型代替低圧電源車保護継電装置【新設】			—	×	②-C
		76	緊急時対策所用発電機保護継電装置(東海、東海第二発電所共用)【新設】			—	×	②-C
		63,65,67	窒素供給装置用電源車保護継電装置【新設】			—	×	②-C
	ニ 原動機との連結方法	45,72	非常用ディーゼル発電機(原動機との連結方法)		ニ 原動機との連結方法	33	×	②-B,②-C,③
		45,72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機(原動機との連結方法)			33	×	②-B,②-C,③
		72	常設代替高圧電源装置(原動機との連結方法)【新設】			—	×	②-C
		72	可搬型代替低圧電源車(原動機との連結方法)【新設】			—	×	②-C
		76	緊急時対策所用発電機(原動機との連結方法)【新設】			—	×	②-C
		63,65,67	窒素供給装置用電源車(原動機との連結方法)【新設】			—	×	②-C

東海第二発電所　炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

＊の理由　①:炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には 該当しない

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		要:○ 否:×	否の理由(＊)
1　非常用電源設備	(6)　冷却設備に係る次の事項			(三)　付帯設備 2　非常用予備発電装置	(3)　冷却設備に係る次の事項			
	イ　熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		イ　熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	ロ　ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ		ロ　ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
	ハ　ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ		ハ　ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナ			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
	ニ　主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		ニ　主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	—	—	—
	ホ　主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。)	4,5,45	DBNonクラス配管		ホ　主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5, 33	×	②-A,②-B③
		4,5,45,72	DBNonクラス/SAクラス2配管			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	DBクラス3/SAクラス2配管			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
	ヘ　冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		—	—	—	—
	ト　送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		—	—	—	—
	チ　排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		—	—	—	—
	3　その他の電源装置(非常用のものに限る。)に係る次の事項				3　その他の電源装置(非常用のものに限る。)に係る次の事項			
	(1)　無停電電源装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	45,72	非常用無停電電源装置		(1)　無停電電源装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主要寸法及び個数	33	○(認可)	
		72	緊急用無停電電源装置【新設】			—	×	②-C
		72	可搬型整流器【新設】			—	×	②-C
	(2)　電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	16,45,72	125V系蓄電池(A系/B系)		(2)　電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法及び個数	33	○(認可)	
		5,16,72	125V系蓄電池(HPCS系)			5	×	②-A,②-C,③
		5,16,72	中性子モニタ用蓄電池(A系/B系)			5	×	②-A,②-C,③
		72	緊急用125V系蓄電池【新設】			—	×	②-C
		76	緊急時対策所用125V系蓄電池(東海、東海第二発電所共用)【新設】			—	×	②-C
		61	逃がし安全弁用可搬型蓄電池【新設】			—	×	②-C
	4　非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—		ヘ　非常用ディーゼル発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	—
	5　設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項				—			
	(1)　品質保証の実施に係る組織	—	—		—	—	×	①
	(2)　保安活動の計画	—	—		—	—	×	
	(3)　保安活動の実施	—	—		—	—	×	
	(4)　保安活動の評価	—	—		—	—	×	
	(5)　保安活動の改善	—	—		—	—	×	
2　常用電源設備	1　発電機に係る次の事項			(二)　電気設備	—			
	(1)　発電機の種類、容量、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法及び冷却法並びに発電電動機の場合は、出力	45	発電機	1　発電機	1　種類、容量、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法及び冷却法並びに発電電動機の場合は、出力	33	×	③
	(2)　励磁装置の種類、容量、回転速度、駆動方法及び個数(常用及び予備の別に記載すること。)	45	主励磁機、副励磁機		2　励磁装置の種類、容量、回転速度、駆動方法及び個数(常用及び予備の別に記載すること。)	33	×	③
	(3)　保護継電装置の種類	45	発電機(保護継電装置)		3　保護継電装置の種類	33	×	③
	(4)　原動機との連結方法	45	発電機(原動機との連結方法)		4　原動機との連結方法	33	×	③
	2　変圧器に係る次の事項			2　変圧器	規則別表第三の第二号(一)の中欄に準ずるもの		×	
	(1)　変圧器の種類、容量、電圧(一次、二次及び三次の別に記載し、電圧調整装置を有するものの場合は、電圧調整範囲及びタップ数を付記すること。)、相、周波数、結線法、冷却法、個数及び取付箇所並びに電気事業の用に供するものにあっては、常用及び予備の別	45	主要変圧器		—	33	×	③
	(2)　保護継電装置の種類	45	主要変圧器(保護継電装置)		—	33	×	③
	3　遮断器に係る次の事項			3　遮断器	規則別表第三の第二号(七)の中欄に準ずるもの			
	(1)　遮断器の種類、電圧、電流、遮断電流、遮断時間、個数及び取付箇所	45	線路用275kV遮断器		(1)　種類、電圧、電流、遮断電流及び遮断時間	33	○(届出)	
	(2)　保護継電装置の種類	45	線路用275kV遮断器(保護継電装置)		(2)　保護継電装置の種類	33	○(届出)	
	4　常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—		—	—	—	—
	5　設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項				—			
	(1)　品質保証の実施に係る組織	—	—		—	—	×	①
	(2)　保安活動の計画	—	—		—	—	×	
	(3)　保安活動の実施	—	—		—	—	×	
	(4)　保安活動の評価	—	—		—	—	×	
	(5)　保安活動の改善	—	—		—	—	×	
3　補助ボイラー	1　補助ボイラーの種類、最大蒸発量、最高使用圧力、最高使用温度、伝熱面積、排出ガス量及び個数	—	—	10　補助ボイラー	1　種類、最大蒸発量、最高使用圧力、最高使用温度、伝熱面積、排出ガス量、ばい煙量、ばい煙濃度及び個数	—	—	—
	2　再熱器の通過蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度及び伝熱面積	—	—		2　再熱器の通過蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度及び伝熱面積	—	—	—
	3　節炭器の伝熱面積	—	—		3　節炭器の伝熱面積	—	—	—
	4　胴、管寄せ及び管の主要寸法及び材料	—	—		4　胴、管寄せ及び管の主要寸法及び材料	—	—	—
	5　安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—		5　安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—	—
	6　ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項				6　ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項			
	(1)　給水ポンプの種類、個数並びに原動機の種類及び出力	—	—		(1)　給水ポンプの種類、個数並びに原動機の種類及び出力	—	—	—
	(2)　貯水設備の種類、容量及び個数	—	—		(2)　貯水設備の種類、容量及び個数	—	—	—
	7　ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項				7　ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項			
	(1)　種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること。)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること。)、主要寸法、材料並びに個数	—	—		(1)　種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること。)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること。)、主要寸法、材料並びに個数	—	—	—
	(2)　蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—		(2)　蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—	—
	8　ボイラーに附属する通風設備の通風機の種類及び個数	—	—		8　ボイラーに附属する通風設備に係る次の事項			
	—	—			(1)　通風機の種類及び個数	—	—	—
	—	—			(2)　煙突の種類、出口のガスの速度及び温度、口径、地表上の高さ、有効高さ並びに個数	—	—	—
	9　ボイラーに附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項				9　ボイラーに附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項			
	(1)　空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数	—	—		(1)　空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	(2)　空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—		(2)　空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—	—
	(3)　空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数	—	—		(3)　空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数	—	—	—
	10　ボイラーに附属する管等に係る次の事項				10　ボイラーに附属する管等に係る次の事項			
	(1)　主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	—		(1)　主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	—	—
	(2)　蒸気だめ、減圧装置及び減温装置の最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料	—	—		(2)　蒸気だめ、減圧装置及び減温装置の最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料	—	—	—
	(3)　安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—		(3)　安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—	—
	11　油燃焼用機器に係る次の事項				11　油燃焼用機器に係る次の事項			
	(1)　原油用又は原油以外の石油(液化石油ガスを除く。)用の別	—	—		(1)　原油用又は原油以外の石油(液化石油ガスを除く。)用の別	—	—	—
	(2)　輸送装置及びバーナーの種類、容量及び個数並びに原油及び原油以外の石油(液化石油ガスを除く。)の発熱量	—	—		(2)　輸送装置及びバーナーの種類、容量及び個数並びに原油及び原油以外の石油(液化石油ガスを除く。)の発熱量、硫黄分、窒素分及び灰分	—	—	—
	(3)　熱交換器の種類及び個数	—	—		(3)　熱交換器の種類及び個数	—	—	—
	12　その他の燃料の燃焼用機器に係る輸送装置及び燃焼器の種類、容量及び個数並びにその他燃料の発熱量	—	—		12　その他の燃料の燃焼用機器に係る輸送装置及び燃焼器の種類、容量及び個数並びにその他燃料の発熱量、硫黄分、窒素分及び灰分	—	—	—
	13　燃料運搬設備に係る油の輸送管であって、外径三百ミリメートル以上のものの最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	—	11　補助ボイラーに属する燃料設備	1　燃料運搬設備に係る油の輸送管であって、外径三百ミリメートル以上のものの最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	—	—
	14　燃料貯蔵設備に係る油タンクの種類、容量及び個数	48	重油貯蔵タンク		2　燃料貯蔵設備に係る油タンクの種類、容量及び個数	34	○(届出)	
	15　ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	10　補助ボイラー	13　ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	—
	16　設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項				—			
	(1)　品質保証の実施に係る組織	—	—		—	—	×	①
	(2)　保安活動の計画	—	—		—	—	×	
	(3)　保安活動の実施	—	—		—	—	×	
	(4)　保安活動の評価	—	—		—	—	×	
	(5)　保安活動の改善	—	—		—	—	×	

東海第二発電所　炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

＊の理由　①:炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には 該当しない

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			電気工作物の種類	記載すべき事項 (設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		要:○ 否:×	否の理由(＊)
3 補助ボイラー	—			12 補助ボイラーに属するばい煙処理設備	1 種類、容量、入口及び出口におけるばい煙量、ばい煙濃度及び ガスの温度、アンモニアの注入量並びにアンモニアの注入により発生するばいじんに係るばい煙濃度	—	—	—
	—				2 ばい煙処理設備に附属する空気圧縮機、通風機、破砕機又は摩砕機の名称、種類、容量及び個数	—	—	—
4 火災防護設備	1 火災区域構造物及び火災区画構造物の名称、種類、主要寸法及び材料	11,52	原子炉建屋原子炉棟及び原子炉建屋付属棟			4の2	×	①
		11	タービン建屋			4の2	×	①
		11,52	海水ポンプエリア			4の2	×	①
		11	廃棄物処理建屋			4の2	×	①
		11	固体廃棄物作業建屋(東海、東海第二発電所共用)			4の2	×	①
		11	固体廃棄物貯蔵庫(東海、東海第二発電所共用)			4の2	×	①
		11	使用済燃料乾式貯蔵建屋			4の2	×	①
		11,52	給水加熱器保管庫		—	4の2	×	①
		11	復水貯蔵タンクエリア			4の2	×	①
		11	排気筒モニタ室			4の2	×	①
		11,52	常設代替高圧電源装置置場			4の2	×	①
		11,52	軽油貯蔵タンクエリア			4の2	×	①
		52	緊急時対策所建屋(東海、東海第二発電所共用)			—	×	①
		52	常設低圧代替注水系ポンプ室、格納容器圧力逃がし装置格納槽、緊急用海水ポンプピット			—	×	①
		52	可搬型設備用軽油タンク			—	×	①
	2 消火設備に係る次の事項				—			
	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	11,52	電動機駆動消火ポンプ(東海、東海第二発電所共用)			4の2	×	①
		11,52	構内消火用ポンプ(東海、東海第二発電所共用)		—	4の2	×	①
		11,52	ディーゼル駆動消火ポンプ(東海、東海第二発電所共用)			4の2	×	①
		11,52	ディーゼル駆動構内消火ポンプ(東海、東海第二発電所共用)			4の2	×	①
	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	11,52	ハロンボンベ(ほう酸注入系ポンプA用, B用他)			4の2	×	①
		52	ハロンボンベ(緊急用電気室(緊急用MCC他、緊急用蓄電池、緊急用125V MCC)用、代替循環冷却系ポンプA用, B用、緊急用海水ポンプ用、緊急時対策所建屋1用, 2用(東海、東海第二発電所共用))	—		—	×	①
		11,52	ろ過水貯蔵タンク(東海、東海第二発電所共用)			4の2	×	①
		11,52	多目的タンク(東海、東海第二発電所共用)		—	4の2	×	①
		11,52	原水タンク(東海、東海第二発電所共用)			4の2	×	①
		11,52	二酸化炭素ボンベ(非常用ディーゼル発電機室用、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用)			4の2	×	①
		52	二酸化炭素ボンベ(緊急時対策所建屋発電機室2A用, 2B用(東海、東海第二発電所共用))			—	×	①
	(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		—			
	(4) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		—			
	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	11,52	DBクラス3配管		—	4の2	×	
	3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—		—	—	—	—
	4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項				—			
	(1) 品質保証の実施に係る組織	—	—		—	—	×	①
	(2) 保安活動の計画	—	—		—	—	×	
	(3) 保安活動の実施	—	—		—	—	×	
	(4) 保安活動の評価	—	—		—	—	×	
	(5) 保安活動の改善	—	—		—	—	×	
5 浸水防護施設	1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料	6,51,54	防潮堤(鋼製防護壁、鉄筋コンクリート防潮壁、鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁)	—		5の2	×	①
		6,51,54	防潮扉1, 2			5の2	×	①
		6,51,54	放水路ゲート1, 2, 3			5の2	×	①
		6,51,54	構内排水路逆流防止設備1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9			5の2	×	①
		6,51,54	取水路点検用開口部浸水防止蓋1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10			5の2	×	①
		6,51,54	海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁1, 2			5の2	×	①
		6,51,54	取水ピット空気抜き配管逆止弁1, 2, 3			5の2	×	①
		6,51,54	放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋1, 2, 3			5の2	×	①
		6,51,54	SA用海水ピット開口部浸水防止蓋1, 2, 3, 4, 5, 6			5の2	×	①
		6,51,54	緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋			5の2	×	①
		51,54	緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋			—	×	①
		51,54	緊急用海水ポンプ室入員用開口部浸水防止蓋		—	—	×	①
		6,51,54	緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁			5の2	×	①
		6,51,54	緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁			5の2	×	①
		51,54	格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチA, B			—	×	①
		51,54	常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ			—	×	①
		51,54	常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチA, B			—	×	①
		51,54	常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉			—	×	①
		54	原子炉建屋原子炉棟水密扉			—	×	①
		54	原子炉建屋付属棟東側水密扉			—	×	①
		54	原子炉建屋付属棟西側水密扉			—	×	①
		54	原子炉建屋付属棟南側水密扉			—	×	①
		54	原子炉建屋付属棟北側水密扉1, 2			—	×	①
	2 内郭浸水防護設備に係る次の事項			—	—			
	(1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	54	原子炉建屋原子炉棟水密扉			—	×	①
		54	原子炉建屋付属棟東側水密扉			—	×	①
		54	原子炉建屋付属棟西側水密扉			—	×	①
		54	原子炉建屋付属棟南側水密扉			—	×	①
		54	原子炉建屋付属棟北側水密扉1, 2			—	×	①
		51,54	緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋			—	×	①
		51,54	緊急用海水ポンプ室入員用開口部浸水防止蓋			—	×	①
		51,54	格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチA, B			—	×	①
		51,54	常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ			—	×	①
		51,54	常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチA, B			—	×	①
		51,54	常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉			—	×	①
		12	残留熱除去系A系ポンプ室水密扉			—	×	①
		12	原子炉隔離時冷却系室北側水密扉, 原子炉隔離時冷却系室南側水密扉			—	×	①
		12	高圧炉心スプレイポンプ室水密扉		—	—	×	①
		6,12,51	海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋1, 2, 3			5の2	×	①
		12	原子炉建屋原子炉棟溢水拡大防止堰B1-1,2,3,4, 1-1,2,3, 2-1,2, 3-1,2, 4-1, 5-1,2, 6-1,2,3,4,5			—	×	①
		12	原子炉建屋廃棄物処理棟管理区域外伝搬防止堰1-1,2			—	×	①
		12	原子炉建屋付属棟溢水拡大防止堰			—	×	①
		12	タービン建屋管理区域外伝搬防止堰1-1,2,3,4			—	×	①
		12	原子炉建屋原子炉棟止水板B2-1,2,3, B1-1,2,3, 2-1, 3-1,2,3,4,5,6,7, 4-1,2,3,4,5, 5-1			—	×	①
		12	キャスク搬出入用出入口			—	×	①
		12	サイトバンカトラックエリア出入口			—	×	①
		12	廃棄物処理建屋機器搬入用出入口			—	×	①
		12	雑固体ドラム搬出入用出入口			—	×	①
		12	ドラム搬入室出入口			—	×	①
		12	廃棄物処理建屋出入口			—	×	①
		12	焼却設備機器搬出入用出入口			—	×	①
	(2) 区画排水設備に係る次の事項				—			
	イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		—			
	ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		—			
	ハ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	—	—		—			
	3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—		—	—	×	①
	4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項				—			
	(1) 品質保証の実施に係る組織	—	—		—	—	×	①
	(2) 保安活動の計画	—	—		—	—	×	
	(3) 保安活動の実施	—	—		—	—	×	
	(4) 保安活動の評価	—	—		—	—	×	
	(5) 保安活動の改善	—	—		—	—	×	

東海第二発電所　炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

＊の理由　①：炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A：炉規法DB耐震基準変更による対象設備（既設設備）であり、電事法での技術基準に変更なし
②-B：炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
②-C：炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④：炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には 該当しない

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】（昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号）		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】（平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号）		技術基準省令（省令62号）	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）			電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）		要：○ 否：×	否の理由(＊)
6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）	1 燃料設備に係る次の事項			—	—			
	（1） ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		—			
	（2） 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	62,63,64,65,66,67,69,70,71	可搬型設備用軽油タンク【新設】		—	—	×	①
		11,52	ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク（東海、東海第二発電所共用）			4の2	×	①
		62,63,64,65,66,67,69,70,71	タンクローリ【新設】			—	×	①
		62,63,64,65,66,67,69,70,71	可搬型代替注水大型ポンプ車載燃料タンク【新設】			—	×	①
		62,63,64,65,66,67,69,71	可搬型代替注水中型ポンプ車載燃料タンク【新設】			—	×	①
	（3） 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個	—	—		—			
	（4） 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）	11,52	ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク～ディーゼル駆動消火ポンプ内燃機関（東海、東海第二発電所共用）		—	4の2	×	
		62,63,64,65,66,67,69,70,71	タンクローリ給油用10mホース【新設】			—	×	
		62,63,64,65,66,67,69,70,71	タンクローリ送油用19.5mホース【新設】			—	×	
	2 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—		—	—	×	①
	3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項				—			
	（1） 品質保証の実施に係る組織	—	—		—	—	×	①
	（2） 保安活動の計画	—	—		—	—	×	
	（3） 保安活動の実施	—	—		—	—	×	
	（4） 保安活動の評価	—	—		—	—	×	
	（5） 保安活動の改善	—	—		—	—	×	
7 非常用取水設備	1 取水設備（非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。）の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	33,62,63,64,65,66,71	取水構造物	—	—	16	×	①
		33,62,63,64,65,66,71	貯留堰			16	×	①
		62,63,64,65,66,69,70,71	SA用海水ピット取水塔【新設】			—	×	①
		62,63,64,65,66,69,70,71	海水引込み管【新設】		—	—	×	①
		62,63,64,65,66,69,70,71	SA用海水ピット【新設】			—	×	①
		62,63,64,65,66,69	緊急用海水ポンプピット【新設】			—	×	①
		62,63,64,65,66,69	緊急用海水取水管【新設】			—	×	①
	2 非常用取水設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—		—	—	×	①
	3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項				—			
	（1） 品質保証の実施に係る組織	—	—		—	—	×	①
	（2） 保安活動の計画	—	—		—	—	×	
	（3） 保安活動の実施	—	—		—	—	×	
	（4） 保安活動の評価	—	—		—	—	×	
	（5） 保安活動の改善	—	—		—	—	×	
8 敷地内土木構造物	1 敷地内土木構造物（地震による斜面の崩壊の防止措置を実施するためのものに限る。）の名称、種類、設置場所及び個数	—	—	—	—			
	2 敷地内土木構造物の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—		—	—	×	①
	3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項				—			
	（1） 品質保証の実施に係る組織	—	—		—	—	×	①
	（2） 保安活動の計画	—	—		—	—	×	
	（3） 保安活動の実施	—	—		—	—	×	
	（4） 保安活動の評価	—	—		—	—	×	
	（5） 保安活動の改善	—	—		—	—	×	
9 緊急時対策所	1 緊急時対策所機能	46,76	緊急時対策所機能（東海、東海第二発電所共用）	—	—	24の3	×	①
		46,76	酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用）			—	×	①
		46,76	二酸化炭素濃度計（東海、東海第二発電所共用）			—	×	①
	2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—		—	—	×	①
	3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項				—			
	（1） 品質保証の実施に係る組織	—	—		—	—	×	①
	（2） 保安活動の計画	—	—		—	—	×	
	（3） 保安活動の実施	—	—		—	—	×	
	（4） 保安活動の評価	—	—		—	—	×	
	（5） 保安活動の改善	—	—		—	—	×	

東海第二発電所　原子力発電工作物の保安に関する命令　別表第三、四に基づく工事計画の手続き要否整理表

設備（既設＋新設）	別表 施設区分		既設新設	保安命令別表1での手続き有無	1 大気汚染防止法 ばい煙発生施設										2 大気汚染防止法 ばい煙処理施設																				3 大気汚染防止法 水銀排出施設	4 ダイオキシン類対策特別措置法			5 水質汚濁防止法特定施設	6 水質汚濁防止法有害物質貯蔵指定施設	7 騒音規制法	8 振動規制法	常設：○ 可搬：×	保安命令での手続き要否判断 ○：要 ×：否 △：監督官庁に確認
															（1）ばい煙処理設備の設置、改造							（2）通風設備の設置、改造又は廃止																				
	炉規則（兼用設備は主たる施設区分を記載）	保安命令			1へ	2へ	3へ	4へ	5へ	6へ	7へ	8へ	ガスタービン又は　内燃機関（燃料燃焼能力500ℓ/h以上（ガソリン機関（35ℓ/h以 上）））	燃料電池発電設備（石炭等20t/d以上、又は燃料燃焼能力50ℓ/h以上）	ボイラー又は独立過熱器（伝熱面積10m2以上、又は燃料燃焼能力50ℓ/h以上）	廃棄物焼却炉（火格子面積が2m2以上、又は燃焼能力200kg/h以上	非常用予備発電装置又は非常用予備動力装置	ボイラー	ガスタービン	内燃機関	廃棄物焼却炉	非常用予備発電装置	非常用予備動力装置	ガス化炉設備	ボイラー	独立過熱器	ガスタービン	内燃機関	ばい煙処理設備	燃料電池発電設備に係る改質器	廃棄物焼却炉	非常用予備発電装置	非常用予備動力装置	ガス化炉設備	廃棄物焼却炉（火格子面積が2m2以上、又は燃焼能力200kg/h以上	廃棄物焼却炉（火床面積0.5m2以上、又は焼却能力50kg/h以上）	ガス洗浄施設	湿式集じん施設	洗ガス洗浄施設	有害物質貯蔵指定施設	特定施設（送風機、通風機、空気圧縮機、原動機出力7.5kW以上）	特定施設（圧縮機原動機出力7.5kW以上）		
常設代替高圧電源装置（内燃機関）	非常用電源設備	ばい煙発生施設 ばい煙処理施設	新設	×	○	○	－	－	－	－	－	－	○（378／391）	－	－	－	－	－	－	×	－	－	－	○（燃突）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○
緊急時対策所用発電機（内燃機関）	非常用電源設備	ばい煙発生施設 ばい煙処理施設	新設	×	○	○	－	－	－	－	－	－	○（391）	－	－	－	－	－	－	×	－	－	－	○（燃突）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○
可搬型代替低圧電源車（内燃機関）	非常用電源設備	－	新設	×	○	○	－	－	－	－	－	－	○（106）	－	－	－	－	－	－	×	－	－	－	○（燃突）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	×	×（可搬であり、固定発生源に該当しない）
窒素供給装置用電源車（内燃機関）	非常用電源設備	－	新設	×	○	○	－	－	－	－	－	－	○（106）	－	－	－	－	－	－	×	－	－	－	○（燃突）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	×	×（可搬であり、固定発生源に該当しない）
可搬型代替注水大型ポンプ（内燃機関）	原子炉冷却系統施設	－	新設	×	○	○	－	－	－	－	－	－	○（190）	－	－	－	－	－	－	×	－	－	－	○（燃突）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	×	×（可搬であり、固定発生源に該当しない）
可搬型代替注水中型ポンプ（内燃機関）	原子炉冷却系統施設	－	新設	×	×	×	－	－	－	－	－	－	×（34）	－	－	－	－	－	－	×	－	－	－	×	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	×	×（可搬であり、固定発生源に該当しない）
ディーゼル駆動消火ポンプ（内燃機関）	火災防護設備	－	既設	×	×	×	－	－	－	－	－	－	×（39）	－	－	－	－	－	－	×	－	－	－	×	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	×（燃料消費能力が＜50ℓ/h）
ディーゼル駆動横内消火ポンプ（内燃機関）	火災防護設備	－	新設	×	×	×	－	－	－	－	－	－	×（27）	－	－	－	－	－	－	×	－	－	－	×	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	×（燃料消費能力が＜50ℓ/h）
RCIC,SRV,PCVベント系電源装置（内燃機関）	非常用電源設備	－	新設	×	×	×	－	－	－	－	－	－	×（11）	－	－	－	－	－	－	×	－	－	－	×	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	×（燃料消費能力が＜50ℓ/h）
PHS用エンジン発電機（内燃機関）	非常用電源設備	－	新設	×	×	×	－	－	－	－	－	－	×（4）	－	－	－	－	－	－	×	－	－	－	×	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	×	×（可搬であり、固定発生源に該当しない）
ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク	補機駆動用燃料設備	－	新設	×	－	－	－	－	－	×	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	×	○	×（有害物質に該当しない）
ディーゼル駆動横内消火ポンプに付属する燃料タンク	火災防護設備	－	新設	×	－	－	－	－	－	×	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	×	○	×（有害物質に該当しない）
軽油貯蔵タンク	非常用電源設備	－	新設	×	－	－	－	－	－	×	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	×	○	×（有害物質に該当しない）
可搬型設備用軽油タンク	補機駆動用燃料設備	－	新設	×	－	－	－	－	－	×	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	×	○	×（有害物質に該当しない）
緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク	非常用電源設備	－	新設	×	－	－	－	－	－	×	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	×	○	×（有害物質に該当しない）
代替淡水貯槽	原子炉冷却系統施設	－	新設	×	－	－	－	－	－	×	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	×	○	×（有害物質に該当しない）
西側淡水貯水設備	原子炉冷却系統施設	－	新設	×	－	－	－	－	－	×	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	×	○	×（有害物質に該当しない）
重油タンク	補助ボイラー	－	新設	○	－	－	－	－	－	×	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	×	○	○（保安命令第1に基づく手続き対象）
燃料（軽油）タンク	補機駆動用燃料設備	－	新設	×	－	－	－	－	－	×	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	×	○	×（有害物質に該当しない）
給油ローリ	補機駆動用燃料設備	－	新設	×	－	－	－	－	－	×	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	×	×	×（有害物質に該当しない）
緊急時対策所非常用送風機	放射線管理施設	－	新設	×	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○（15）	－	○	×（指定区域に該当しない）
中央制御室換気系空気調和機ファン	放射線管理施設	－	既設	×	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○（45）	－	○	×（指定区域に該当しない）
中央制御室換気系フィルタ系ファン	放射線管理施設	－	既設	×	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○（7.5）	－	○	×（指定区域に該当しない）
非常用ガス処理系排風機	原子炉格納施設	－	既設	×	－	－	－	－	－	－	×	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	×（5.5）	－	○	×（原動機出力が＜7.5kW）
使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置（圧縮機）	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	－	新設	×	－	－	－	－	－	－	×	×	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	×（5.5）	×（5.5）	○	×（原動機出力が＜7.5kW）
窒素供給装置（圧縮機）	原子炉格納施設	－	新設	×	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○（75）	○（75）	×	×（騒音規制法上は指定区域外のため対象外）（振動規制法上は可搬型のため対象外）

○原子力発電工作物に係る電気関係報告規則　第４条

第四条　原子力発電工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届け出なければならない。ただし、同表の第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる場合であって、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。

（届出期限は削除している）

届出を要する場合	届出事項	届出対象となる施設
一　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する場合又はばい煙発生施設に該当する原子力発電工作物の使用の方法であってばい煙量（同法第六条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）、ばい煙濃度（同項に規定するものをいう。以下同じ。）若しくは煙突の有効高さ（同法第三条第二項第一号に規定する排出口の高さをいう。以下同じ。）に係るものを変更する場合	当該変更に係る事項	別紙－１
二　大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）に該当する原子力発電工作物の使用又は管理の方法であって一般粉じん（同条第九項に規定するものをいう。以下同じ。）の排出又は飛散の防止に係るものを変更する場合		別紙－９
二の二　大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する場合又は水銀排出施設に該当する原子力発電工作物の使用の方法若しくは水銀等（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理の方法を変更する場合		別紙－２
三　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設（この号、第十号及び第二十三号において「特定施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する場合又は特定施設に該当する原子力発電工作物の使用の方法であってダイオキシン類の排出量（同法第十二条第二項に規定するものをいう。）に係るものを変更する場合		別紙－３
四　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（この号、第十三号、第十五号及び第二十四号において「特定施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する場合又は特定施設に該当する原子力発電工作物の使用の方法、同条第七項に規定する汚水等（以下「汚水等」という。）の処理の方法、同条第六項に規定する排出水（以下「排出水」という。）の汚染状態若しくは量（同法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場に係る場合にあっては、排水系統別の汚染状態若しくは量を含む。）、同法第二条第八項に規定する特定地下浸透水（以下「特定地下浸透水」という。）の浸透の方法若しくは用水若しくは排水の系統を変更する場合		別紙－４
五　水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定項目で表示した汚濁負荷量（以下「汚濁負荷量」という。）の測定手法を定める場合又は当該測定手法を変更する場合	汚濁負荷量の測定手法に係る事項	（別紙－９の地域に該当する場合）
六　水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物の使用の方法若しくは当該施設において貯蔵される同法第二条第二項第一号に規定する有害物質（第十四号において「有害物質」という。）に係る搬入若しくは搬出の系統を変更する場合	当該変更に係る事項	別紙－５
七　振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に設置された原子力発電所の原子力発電工作物であって、同法第二条第一項の特定施設に該当するものの使用の方法を変更する場合（当該変更が原子力発電工作物の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。）		別紙－７
八　現に設置している原子力発電工作物がばい煙発生施設となった場合においてばい煙を大気中に排出する場合	ばい煙発生施設の種類、構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法	別紙－１
九　現に設置している原子力発電工作物が一般粉じん発生施設になった場合	一般粉じん発生施設の種類、構造並びに使用及び管理の方法	別紙－８
九の二　現に設置している原子力発電工作物が水銀排出施設になった場合	水銀排出施設の種類、構造及び使用方法並びに水銀等の処理の方法	別紙－２
十　現に設置している原子力発電工作物が特定施設となった場合において排出ガス（ダイオキシン類対策特別措置法第二条第三項に規定するものをいう。）を排出し、又は排出水（同条第四項に規定するものをいう。）を排出する場合	特定施設の種類、構造及び使用の方法並びに大気基準適用施設（ダイオキシン類対策特別措置法第十条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）にあっては当該大気基準適用施設から排出される発生ガス、水質基準対象施設（同法第十二条第一項第六号に規定するものをいう。以下同じ。）にあっては当該水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法	別紙－３
十一　水質基準対象施設が大気基準適用施設となった場合	大気基準適用施設から排出される発生ガスの処理の方法	別紙－１０
十二　大気基準適用施設が水質基準対象施設となった場合	水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法	別紙－１０
十三　現に設置している原子力発電工作物が特定施設となった場合において排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる場合	特定施設の種類、構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量（指定地域内事業場にあっては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）、特定地下浸透水の浸透の方法並びに用水及び排水の系統	別紙－４
十四　現に設置している原子力発電工作物が有害物質使用特定施設（前号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設となった場合	有害物質使用特定施設（前号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用の方法並びに当該施設において製造され、使用され若しくは処理され又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙－５

届出を要する場合	届出事項	届出対象となる施設
十五　特定施設の設置場所が水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域となった場合において当該特定施設が排出水を排出する場合	排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙－4 （別紙－9の地域に該当する場合）
十六　騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項の特定施設（この号において「特定施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する原子力発電所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（この号において「指定地域」という。）となった場合又は指定地域内に設置される原子力発電所の原子力発電工作物が特定施設となった場合	特定施設の種類、容量及び個数並びに騒音防止の方法	別紙－6
十七　振動規制法第二条第一項の特定施設（この号において「特定施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する原子力発電所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（この号において「指定地域」という。）となった場合又は指定地域内に設置される原子力発電所の原子力発電工作物が特定施設となった場合	特定施設の種類、容量、個数及び使用の方法並びに振動防止の方法	別紙－7
十八　第一号、第二号若しくは第二号の二の施設、第三号、第四号、第六号若しくは第七号の原子力発電工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の原子力発電工作物であって同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名又は住所（法人にあっては名称、その代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地に変更があった場合	変更のあった事項（発電事業者が法第二十七条の二十七第三項の規定による届出（同条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）をする場合を除く。）	× 氏名又は住所（法人にあっては名称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地）に変更があった場合であり，該当なし
十九　第一号、第二号若しくは第二号の二の施設又は第三号、第四号若しくは第六号の原子力発電工作物を廃止した場合（当該施設の属する原子力発電所の廃止又は出力の変更に伴い廃止した場合を除く。）	当該廃止に係る事項	× 別紙－1～5，8の原子力発電工作物を廃止した場合であり，該当なし
二十　騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の同法第二条第一項の特定施設に該当する原子力発電工作物の全てを廃止した場合	当該廃止に係る事項	× 別紙－6の施設のすべてを廃止した場合であり，該当なし
二十一　振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の同法第二条第一項の特定施設に該当する原子力発電工作物の全てを廃止した場合	当該廃止に係る事項	× 別紙－7の施設のすべてを廃止した場合であり，該当なし
二十二　ばい煙発生施設又は大気汚染防止法第十七条第一項に規定する特定施設に該当する原子力発電工作物について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は同項に規定する特定物質が大気中に多量に排出された場合	事故の状況	× 事故・故障等が発生した場合であり，該当なし
二十三　特定施設に該当する原子力発電工作物について故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第一項に規定するダイオキシン類が大気中に多量に排出された場合		× 事故・故障等が発生した場合であり，該当なし
二十四　水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場に該当する原子力発電所、又はこれらを設置するための事業場において、特定施設に該当する原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、同条第二項第一号に規定する有害物質（ポリ塩化ビフェニルを除く。この号及び次号において「有害物質」という。）を含む水若しくはその汚染状態が同項第二号に規定する項目について同法第三条第一項又は第三項の排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から同法第二条第一項に規定する公共用水域（次号及び第二十六号において「公共用水域」という。）に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合	事故の状況及び講じた措置の概要	× 事故・故障等が発生した場合であり，該当なし
二十五　水質汚濁防止法第十四条の二第二項に規定する指定事業場に該当する原子力発電所、又はこれらを設置するための事業場において、同法第二条第四項に規定する指定施設に該当する原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、有害物質又は同項に規定する指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合		× 事故・故障等が発生した場合であり，該当なし
二十六　水質汚濁防止法第十四条の二第三項に規定する貯油事業場等に該当する原子力発電所、又はこれらを設置するための事業場において、同法第二条第五項に規定する貯油施設等に該当する原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、同項に規定する油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合		× 事故・故障等が発生した場合であり，該当なし

○原子力発電工作物に係る電気関係報告規則　第４条の２

第四条の二　ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を現に設置している又は予備として有している者（以下この条において「ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物設置者等」という。）は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げる様式により、同表の下欄に掲げる期限までに、原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届け出なければならない。

（届出期限は削除している）

届出を要する場合	届出事項	届出対象となる施設
一　ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を現に設置している又は予備として有していることが新たに判明した場合（直ちに、当該ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を廃止し、第三号の届出をする場合を除く。）	ＰＣＢ含有原子力発電工作物を設置している又は予備として有している者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、ＰＣＢ含有原子力発電工作物を設置している又は予備として保管している事業場の名称、所在地及び連絡先並びに当該原子力発電工作物の種類、高濃度、定格容量、製造者名、表示記号等、使用状態、製造年月、設置年月及び個数【様式第３】	× ＰＣＢ含有原子力発電工作物を現に設置している又は予備として有していることが新たに判明した場合であり，該当なし
二　ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物設置者等の氏名若しくは住所（法人にあっては当該ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を設置している又は予備として有している事業場の名称又は所在地）に変更があった場合又は当該ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物の設置若しくは予備の別に変更があった場合	ＰＣＢ含有原子力発電工作物を設置している又は予備として有している者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、ＰＣＢ含有原子力発電工作物を設置している又は予備として保管している事業場の名称、所在地及び連絡先並びに変更年月日、変更前及び変更後【様式第４】	× 氏名若しくは住所(法人にあっては当該PCB含有原子力発電工作物を設置している又は予備として有している事業場の名称又は所在地)に変更があった場合又は当該PCB含有原子力発電工作物の設置若しくは予備の別に変更があった場合であり，該当なし
三　ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を廃止した場合	ＰＣＢ含有原子力発電工作物を設置している又は予備として有している者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、ＰＣＢ含有原子力発電工作物を設置している又は予備として保管している事業場の名称、所在地及び連絡先並びに当該原子力発電工作物の種類、高濃度、定格容量、製造者名、表示記号等、製造年月、設置年月、廃止年月日、個数、廃止理由及び廃止内容【様式第５】	× ＰＣＢ含有原子力発電工作物を廃止した場合であり，該当なし
四　ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合	ＰＣＢ含有原子力発電工作物を設置している又は予備として有している者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、ＰＣＢ含有原子力発電工作物を設置している又は予備として保管している事業場の名称、所在地及び連絡先並びに事故のあった原子力発電工作物の種類、定格容量、製造者名、表示記号等、使用状態、製造年月、設置年月、個数、発生日時、復旧日時、ＰＣＢの含有濃度、事故の状況、講じた処置【様式第６】	× 事故・故障等が発生した場合であり，該当なし

○大気汚染防止法第2条第2項で定めるばい煙発生施設

別紙－1

第二条　この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。
2　この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

○大気汚染防止法施行令
（ばい煙発生施設）
第二条　法第二条第二項 の政令で定める施設は、別表第一の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。
（別表第一）

	対象施設	対象要件	保安命令　別表第三、四の該当（電気関係報告規則も同様）	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が一〇平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。	○(3)＊1	該当なし
二	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が一日当たり二〇トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。	○(2)＊1 （ガス化炉（処理設備のみ）及び改質器）	該当なし
三	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（一四の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が一時間当たり一トン以上であること。	× 保安命令での対象設備ではない	－
四	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（一四の項に掲げるものを除く。）			
五	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに一四の項及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が一平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が〇・五平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
六	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉			
七	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉			
八	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
八の二	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	二　大気汚染防止法第二条第三項に規定する**ばい煙処理施設**に該当する電気工作物に係る工事　**⇒上記の一に該当する場合のみ対象**	× 保安命令での対象施設ではない	－
九	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が一平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
一〇	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（二六の項に掲げるものを除く。）			
一一	乾燥炉（一四の項及び二三の項に掲げるものを除く。）			
一二	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
一三	廃棄物焼却炉	火格子面積が二平方メートル以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。	○(4)＊1	該当なし
一四	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上であるか、火格子面積が〇・五平方メートル以上であるか、羽口面断面積が〇・二平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二〇リットル以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
一五	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が〇・一立方メートル以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
一六	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
一七	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽			
一八	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三リットル以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
一九	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
二〇	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が三〇キロアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
二一	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
二二	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が一〇平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が一キロワット以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
二三	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、火格子面積が一平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
二四	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が四〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
二五	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
二六	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が〇・一立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
二七	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が一時間当たり一〇〇キログラム以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
二八	コークス炉	原料の処理能力が一日当たり二〇トン以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
二九	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。	○(1，5)＊1	該当なし
三〇	ディーゼル機関			○＊2 常設代替高圧電源装置 緊急時対策所用発電機
三一	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三五リットル以上であること。	○(1，5)＊1	該当なし
三二	ガソリン機関			該当なし

＊1　カッコ内の数字は別表第三の下欄の数字に対応している

＊2　保安命令別表第3に記載の工事に該当し，電気事業法第48条第1項に基づく工事計画届出を行うことから，電気関係報告規則に基づく手続きは不要

○大気汚染防止法第2条第13項で定める水銀排出施設

別紙－2

第二条　この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。
13　この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。

○大気汚染防止法施行令
（水銀排出施設）
第三条の五　法第二条第十三項の政令で定める施設は、条約附属書Dに掲げる施設又は同附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第八条2（b）の基準として環境省令で定める基準に該当するものとする。

○大気汚染防止法施行規則
（水銀排出施設に係る基準）
第五条の二　令第三条の五の環境省令で定める基準は、別表第三の三の中欄に掲げる施設の種類及び規模に該当することとする。

（別表第三の三）

	対象施設、対象要件	保安命令　別表第三、四の該当（電気関係報告規則も同様）	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであつて、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇万リットル未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）	× 保安命令での対象施設ではない	－
二	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであつて、前項に掲げるもの以外のもの	× 保安命令での対象施設ではない	－
三	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて銅又は金の精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	× 保安命令での対象施設ではない	－
四	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	× 保安命令での対象施設ではない	－
五	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	× 保安命令での対象施設ではない	－
六	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて金の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	× 保安命令での対象施設ではない	－
七	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	× 保安命令での対象施設ではない	－
八	令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一の二号、第十二号若しくは第十三の二号に掲げる施設であつて、火格子面積が二平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であつて、廃棄物処理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）	○ （令別表第一の十三に掲げる廃棄物焼却炉）	該当なし
九	廃棄物処理法施行令第六条第一項第二号ホ（2）若しくは同令第六条の五第二号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第二項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）	× 保安命令での対象施設ではない	－

○ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設

別紙－３

第二条　この法律において「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいう。
２　この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

○ダイオキシン類対策特別措置法施行令
第一条　ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第二項 のダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設で政令で定めるものは別表第一に掲げる施設とし、同項 のダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものは別表第二に掲げる施設とする。

別表第一　ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設

	対象施設、対象要件	保安命令　別表第三、四の該当（電気関係報告規則も同様）	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が一時間当たり一トン以上のもの	× 保安命令での対象施設ではない	－
二	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上のもの	× 保安命令での対象施設ではない	－
三	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの	× 保安命令での対象施設ではない	－
四	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が一トン以上のもの	× 保安命令での対象施設ではない	－
五	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が〇・五平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が一時間当たり五〇キログラム以上のもの	〇（1，2）	該当なし

別表第二　ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設

	対象施設、対象要件	保安命令　別表第三、四の該当	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
二	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
三	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
四	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
五	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
六	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
七 イ ロ ハ	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの 硫酸濃縮施設 シクロヘキサン分離施設 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
八 イ ロ	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの 水洗施設 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
九 イ ロ ハ	四―クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ろ過施設 乾燥施設 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
十 イ ロ	二・三―ジクロロ―一・四―ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ろ過施設 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
十一 イ ロ ハ ニ	ハ・十八―ジクロロ―五・十五―ジエチル―五・十五―ジヒドロジインドロ[三・二―b‥三′・二′―m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ジオキサジンバイオレット洗浄施設 熱風乾燥施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
十二 イ ロ	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
十三 イ ロ ハ	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの 精製施設 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
十四 イ ロ ハ	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ろ過施設 精製施設 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
十五 イ ロ	別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	〇（2）	該当なし
十六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第七条　法第十五条第一項 の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。 十二の二　廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 十三　ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
十七 イ ロ ハ	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの プラズマ反応施設 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
十八	下水道終末処理施設（第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	× 保安命令での対象施設ではない	－
十九	第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	× 保安命令での対象施設ではない	－

カッコ内の数字は別表第三の下欄の数字に対応している

○水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設

別紙－４

第二条
２　この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。
一　カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。
二　化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

○水質汚濁防止法施行令
第一条　水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第二項 の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一

	対象施設、対象要件	保安命令　別表第三、四の該当（電気関係報告規則も同様）	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	**鉱業又は水洗炭業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	選鉱施設		
ロ	選炭施設		
ハ	坑水中和沈でん施設		
ニ	掘削用の泥水分離施設		
一の二	**畜産農業又はサービス業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	豚房施設（豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）		
ロ	牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）		
ハ	馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）		
二	**畜産食料品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	原料処理施設		
ロ	洗浄施設（洗びん施設を含む。）		
ハ	湯煮施設		
三	**水産食料品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	水産動物原料処理施設		
ロ	洗浄施設		
ハ	脱水施設		
ニ	ろ過施設		
ホ	湯煮施設		
四	**野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	原料処理施設		
ロ	洗浄施設		
ハ	圧搾施設		
ニ	湯煮施設		
五	**みそ、しよう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	原料処理施設		
ロ	洗浄施設		
ハ	湯煮施設		
ニ	濃縮施設		
ホ	精製施設		
ヘ	ろ過施設		
六	**小麦粉製造業**の用に供する洗浄施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
七	**砂糖製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	原料処理施設		
ロ	洗浄施設（流送施設を含む。）		
ハ	ろ過施設		
ニ	分離施設		
ホ	精製施設		
八	**パン若しくは菓子の製造業又は製あん業**の用に供する粗製あんの沈でんそう	左記の事業を行っていないことから対象外	
九	**米菓製造業又はこうじ製造業**の用に供する洗米機	左記の事業を行っていないことから対象外	
十	**飲料製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	原料処理施設		
ロ	洗浄施設（洗びん施設を含む。）		
ハ	搾汁施設		
ニ	ろ過施設		
ホ	湯煮施設		
ヘ	蒸留施設		
十一	**動物系飼料又は有機質肥料の製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	原料処理施設		
ロ	洗浄施設		
ハ	圧搾施設		
ニ	真空濃縮施設		
ホ	水洗式脱臭施設		

	対象施設、対象要件	保安命令　別表第三、四の該当（電気関係報告規則も同様）	新規制基準対応で設置する設備の該当
十二	**動植物油脂製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
十三	**イースト製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
十四	**でん粉又は化工でん粉の製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
十五	**ぶどう糖又は水あめの製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
十六	**麺類製造業**の用に供する湯煮施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
十七	**豆腐又は煮豆の製造業**の用に供する湯煮施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
十八	**インスタントコーヒー製造業**の用に供する抽出施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
十八の二	**冷凍調理食品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
十八の三	**たばこ製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
十九	**紡績業又は繊維製品の製造業**若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
二十	**洗毛業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
二十一	**化学繊維製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
二十一の二	**一般製材業又は木材チップ製造業**の用に供する湿式バーカー	左記の事業を行っていないことから対象外	
二十一の三	**合板製造業**の用に供する接着機洗浄施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
二十一の四	**パーテイクルボード製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
二十二	**木材薬品処理業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設	左記の事業を行っていないことから対象外	

	対象施設、対象要件	保安命令　別表第三、四の該当（電気関係報告規則も同様）	新規制基準対応で設置する設備の該当
二十三	**パルプ、紙又は紙加工品の製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	原料浸せき施設		
ロ	湿式バーカー		
ハ	砕木機		
ニ	蒸解施設		
ホ	蒸解廃液濃縮施設		
ヘ	チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設		
ト	漂白施設		
チ	抄紙施設（抄造施設を含む。）		
リ	セロハン製膜施設		
ヌ	湿式繊維板成型施設		
ル	廃ガス洗浄施設		
二十三の二	**新聞業、出版業、印刷業又は製版業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	自動式フイルム現像洗浄施設		
ロ	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設		
二十四	**化学肥料製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	ろ過施設		
ロ	分離施設		
ハ	水洗式破砕施設		
ニ	廃ガス洗浄施設		
ホ	湿式集じん施設		
二十五	**水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	塩水精製施設		
ロ	電解施設		
二十六	**無機顔料製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	洗浄施設		
ロ	ろ過施設		
ハ	カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機		
ニ	群青製造施設のうち、水洗式分別施設		
ホ	廃ガス洗浄施設		
二十七	**前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	ろ過施設		
ロ	遠心分離機		
ハ	硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設		
ニ	活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設		
ホ	無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設		
ヘ	青酸製造施設のうち、反応施設		
ト	よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設		
チ	海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設		
リ	バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設		
ヌ	廃ガス洗浄施設		
ル	湿式集じん施設		
二十八	**カーバイト法アセチレン誘導品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	湿式アセチレンガス発生施設		
ロ	酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設		
ハ	ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設		
ニ	アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設		
ホ	塩化ビニルモノマー洗浄施設		
ヘ	クロロプレンモノマー洗浄施設		
二十九	**コールタール製品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	ベンゼン類硫酸洗浄施設		
ロ	静置分離器		
ハ	タール酸ソーダ硫酸分解施設		
三十	**発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	原料処理施設		
ロ	蒸留施設		
ハ	遠心分離機		
ニ	ろ過施設		

	対象施設、対象要件	保安命令　別表第三、四の該当（電気関係報告規則も同様）	新規制基準対応で設置する設備の該当
三十一	**メタン誘導品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設		
ロ	ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設		
ハ	フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設		
三十二	**有機顔料又は合成染料の製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	ろ過施設		
ロ	顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設		
ハ	遠心分離機		
ニ	廃ガス洗浄施設		
三十三	**合成樹脂製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	縮合反応施設		
ロ	水洗施設		
ハ	遠心分離機		
ニ	静置分離器		
ホ	弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設		
ヘ	ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設		
ト	中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設		
チ	ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設		
リ	廃ガス洗浄施設		
ヌ	湿式集じん施設		
三十四	**合成ゴム製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	ろ過施設		
ロ	脱水施設		
ハ	水洗施設		
ニ	ラテツクス濃縮施設		
ホ	スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器		
三十五	**有機ゴム薬品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	蒸留施設		
ロ	分離施設		
ハ	廃ガス洗浄施設		
三十六	**合成洗剤製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	廃酸分離施設		
ロ	廃ガス洗浄施設		
ハ	湿式集じん施設		
三十七	**前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	洗浄施設		
ロ	分離施設		
ハ	ろ過施設		
ニ	アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設		
ホ	アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設		
ヘ	アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設		
ト	イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設		
チ	エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設		
リ	二―エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設		
ヌ	シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設		
ル	トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設		
ヲ	ノルマルパラフイン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設		
ワ	プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器		
カ	メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設		
ヨ	メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設		
タ	廃ガス洗浄施設		
三十八	**石けん製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	原料精製施設		
ロ	塩析施設		
三十八の二	**界面活性剤製造業**の用に供する反応施設（一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）	左記の事業を行っていないことから対象外	

	対象施設、対象要件	保安命令　別表第三、四の該当（電気関係報告規則も同様）	新規制基準対応で設置する設備の該当
三十九	**硬化油製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	脱酸施設		
ロ	脱臭施設		
四十	**脂肪酸製造業**の用に供する蒸留施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
四十一	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	洗浄施設		
ロ	抽出施設		
四十二	**ゼラチン又はにかわの製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	原料処理施設		
ロ	石灰づけ施設		
ハ	洗浄施設		
四十三	**写真感光材料製造業**の用に供する感光剤洗浄施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
四十四	**天然樹脂製品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	原料処理施設		
ロ	脱水施設		
四十五	**木材化学工業**の用に供するフルフラール蒸留施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
四十六　第二	**第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	水洗施設		
ロ	ろ過施設		
ハ	ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設		
ニ	廃ガス洗浄施設		
四十七	**医薬品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	動物原料処理施設		
ロ	ろ過施設		
ハ	分離施設		
ニ	混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）		
ホ	廃ガス洗浄施設		
四十八	**火薬製造業**の用に供する洗浄施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
四十九	**農薬製造業**の用に供する混合施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
五十	**第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業**の用に供する試薬製造施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
五十一	**石油精製業（潤滑油再生業を含む。）**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	脱塩施設		
ロ	原油常圧蒸留施設		
ハ	脱硫施設		
ニ	揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設		
ホ	潤滑油洗浄施設		
五十一のニ	**自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業**の用に供する直接加硫施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
五十一の三	**医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業**の用に供するラテツクス成形型洗浄施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
五十二	**皮革製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	洗浄施設		
ロ	石灰づけ施設		
ハ	タンニンづけ施設		
ニ	クロム浴施設		
ホ	染色施設		
五十三	**ガラス又はガラス製品の製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	研摩洗浄施設		
ロ	廃ガス洗浄施設		
五十四	**セメント製品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	抄造施設		
ロ	成型機		
ハ	水養生施設（蒸気養生施設を含む。）		
五十五	**生コンクリート製造業**の用に供するバツチヤープラント	左記の事業を行っていないことから対象外	
五十六	**有機質砂かべ材製造業**の用に供する混合施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
五十七	**人造黒鉛電極製造業**の用に供する成型施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
五十八	**窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	水洗式破砕施設		
ロ	水洗式分別施設		
ハ	酸処理施設		
ニ	脱水施設		

	対象施設、対象要件	保安命令　別表第三、四の該当（電気関係報告規則も同様）	新規制基準対応で設置する設備の該当
五十九	**砕石業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	水洗式破砕施設		
ロ	水洗式分別施設		
六十	**砂利採取業**の用に供する水洗式分別施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十一	**鉄鋼業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	タール及びガス液分離施設		
ロ	ガス冷却洗浄施設		
ハ	圧延施設		
ニ	焼入れ施設		
ホ	湿式集じん施設		
六十二	**非鉄金属製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	還元そう		
ロ	電解施設（溶融塩電解施設を除く。）		
ハ	焼入れ施設		
ニ	水銀精製施設		
ホ	廃ガス洗浄施設		
ヘ	湿式集じん施設		
六十三	**金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	焼入れ施設		
ロ	電解式洗浄施設		
ハ	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設		
ニ	水銀精製施設		
ホ	廃ガス洗浄施設		
六十三の二	**空きびん卸売業**の用に供する自動式洗びん施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十三の三	**石炭を燃料とする火力発電施設**のうち、廃ガス洗浄施設	○	該当なし
六十四	**ガス供給業又はコークス製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	タール及びガス液分離施設		
ロ	ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）		
六十四の二	水道施設（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項※1に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項※2に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項※3に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ※1：水道法第3条第8項　この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、**当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するもの**をいう。 ※2：工業用水道事業法第2条第6項　この法律において「工業用水道施設」とは、**工業用水道事業者**の工業用水道に属する施設をいう。 ※3：工業用水道事業法第21条第1項　工業用水道事業者が設置している工業用水道以外の工業用水道であつて政令で定めるもの（以下「自家用工業用水道」という。）を布設する者は、給水開始の後遅滞なく、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。 工業用水道事業法施行令第2条　法第二十一条第一項 の政令で定めるものは、一日最大給水量（海水の量又は他の工業用水道若しくは工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）第三条第一項の許可を受けた井戸（同法第六条第一項 の規定により同法第三条第一項 の許可を受けたものとみなされる井戸を含む。）から供給される水の量を除く。）が五千立方メートル以上の工業用水道とする。	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	沈でん施設		
ロ	ろ過施設		
六十五	酸又はアルカリによる表面処理施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
六十六	電気めつき施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
六十六の二	エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	× 保安命令での対象施設ではない	－
六十六の三	**旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	左記の事業を行っていないことから対象外	
イ	ちゆう房施設		
ロ	洗濯施設		
ハ	入浴施設		
六十六の四	**共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）**に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十六の五	**弁当仕出屋又は弁当製造業**の用に供するちゆう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十六の六	**飲食店（次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。）**に設置されるちゆう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十六の七	**そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）**に設置されるちゆう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	左記の事業を行っていないことから対象外	

	対象施設、対象要件	保安命令　別表第三、四の該当（電気関係報告規則も同様）	新規制基準対応で設置する設備の該当
六十六の八	**料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店**で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十七	**洗濯業**の用に供する洗浄施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十八	**写真現像業**の用に供する自動式フイルム現像洗浄施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十八の二 イ ロ ハ	**病院**（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの ちゆう房施設 洗浄施設 入浴施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十九	**と畜業又は死亡獣畜取扱業**の用に供する解体施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十九の二 イ ロ	**中央卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定するものをいう。）**に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） 卸売場 仲卸売場	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十九の三 イ ロ	**地方卸売市場（卸売市場法第二条第四項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）第二条第二号に規定するものを除く。）をいう。）**に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 卸売場 仲卸売場	左記の事業を行っていないことから対象外	
七十	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。） ※海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号　廃油処理施設　廃油の処理（廃油が生じた船舶内でする処理を除く。以下同じ。）の用に供する設備（以下「廃油処理設備」という。）の総体をいう。 （同第3条第13号　廃油　船舶内において生じた不要な油をいう。）	× 保安命令での対象施設ではない	－
七十の二	**自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）**の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）	左記の事業を行っていないことから対象外	
七十一	自動式車両洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
七十一の二 イ ロ	**科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場**で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 洗浄施設 焼入れ施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
七十一の三	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項　一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号 に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。	× 保安命令での対象施設ではない	－
七十一の四 イ ロ	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
七十一の五	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）	× 保安命令での対象施設ではない	－
七十一の六	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）	× 保安命令での対象施設ではない	－
七十二	し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）	× 保安命令での対象施設ではない	－
七十三	下水道終末処理施設	× 保安命令での対象施設ではない	－
七十四	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）	× 保安命令での対象施設ではない	－

対象施設のうち、太字＋下線については特定の生業や事業所を対象としていることから、対象外である。

○水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設

別紙－５

第五条
3　工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（第一項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
（以下省略）
※第二条　4　この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

○水質汚濁防止法施行令
第四条の四　法第五条第三項 の政令で定める指定施設は、第二条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。

第二条　法第二条第二項第一号 の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

	対象物質	保安命令　別表第三、四の該当（電気関係報告規則も同様）	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	カドミウム及びその化合物	○	該当なし
二	シアン化合物	○	該当なし
三	有機燐化合物（ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフエニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）	○	該当なし
四	鉛及びその化合物	○	該当なし
五	六価クロム化合物	○	該当なし
六	砒素及びその化合物	○	該当なし
七	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	○	該当なし
八	ポリ塩化ビフェニル	○	該当なし
九	トリクロロエチレン	○	該当なし
十	テトラクロロエチレン	○	該当なし
十一	ジクロロメタン	○	該当なし
十二	四塩化炭素	○	該当なし
十三	一・二―ジクロロエタン	○	該当なし
十四	一・一―ジクロロエチレン	○	該当なし
十五	一・二―ジクロロエチレン	○	該当なし
十六	一・一・一―トリクロロエタン	○	該当なし
十七	一・一・二―トリクロロエタン	○	該当なし
十八	一・三―ジクロロプロペン	○	該当なし
十九	テトラメチルチウラムジスルフイド（別名チウラム）	○	該当なし
二十	二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―s―トリアジン（別名シマジン）	○	該当なし
二十一	S―四―クロロベンジル＝N・N―ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）	○	該当なし
二十二	ベンゼン	○	該当なし
二十三	セレン及びその化合物	○	該当なし
二十四	ほう素及びその化合物	○	該当なし
二十五	ふつ素及びその化合物	○	該当なし
二十六	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	○	該当なし
二十七	塩化ビニルモノマー	○	該当なし
二十八	一・四―ジオキサン	○	該当なし

○騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物
（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）

別紙－6

第二条　この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

○騒音規制法施行令
第一条　騒音規制法（以下「法」という。）第二条第一項 の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一

	対象施設、対象要件	保安命令令　別表第三、四の該当（電気関係報告規則も同様）	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	金属加工機械	× 保安命令令での対象施設ではない	－
イ	圧延機械（原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。）		
ロ	製管機械		
ハ	ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。）		
ニ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）		
ホ	機械プレス（呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。）		
ヘ	せん断機（原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。）		
ト	鍛造機		
チ	ワイヤーフォーミングマシン		
リ	ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）		
ヌ	タンブラー		
ル	切断機（といしを用いるものに限る。）		
二	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）	○	該当なし
三	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）	○ （破砕機、摩砕機）	該当なし
四	織機（原動機を用いるものに限る。）	× 保安命令令での対象施設ではない	－
五	建設用資材製造機械	× 保安命令令での対象施設ではない	－
イ	コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。）		
ロ	アスファルトプラント（混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。）		
六	穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）	× 保安命令令での対象施設ではない	－
七	木材加工機械	× 保安命令令での対象施設ではない	－
イ	ドラムバーカー		
ロ	チッパー（原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）		
ハ	砕木機		
ニ	帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）		
ホ	丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）		
ヘ	かんな盤（原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）		
八	抄紙機	× 保安命令令での対象施設ではない	－
九	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	× 保安命令令での対象施設ではない	－
一〇	合成樹脂用射出成形機	× 保安命令令での対象施設ではない	－
一一	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	× 保安命令令での対象施設ではない	－

○振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物
（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）

別紙－7

第二条　この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

第一条　振動規制法（以下「法」という。）第二条第一項 の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一

	対象施設、対象要件	保安命令　別表第三、四の該当（電気関係報告規則も同様）	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	金属加工機械	× 保安命令での対象施設ではない	－
イ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）		
ロ	機械プレス		
ハ	せん断機（原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。）		
ニ	鍛造機		
ホ	ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。）		
二	圧縮機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）	○	該当なし
三	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）	○ （破砕機、摩砕機）	該当なし
四	織機（原動機を用いるものに限る。）	× 保安命令での対象施設ではない	－
五	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が二・九五キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が一〇キロワット以上のものに限る。）	× 保安命令での対象施設ではない	－
六	木材加工機械	× 保安命令での対象施設ではない	－
イ	ドラムバーカー		
ロ	チッパー（原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。）		
七	印刷機械（原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。）	× 保安命令での対象施設ではない	－
八	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が三〇キロワット以上のものに限る。）	× 保安命令での対象施設ではない	－
九	合成樹脂用射出成形機	× 保安命令での対象施設ではない	－
十	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	× 保安命令での対象施設ではない	－

○大気汚染防止法第2条第10項で定める一般粉じん発生施設

別紙－8

第二条　この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。
10　この法律において「一般粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

○大気汚染防止法施行令
（一般粉じん発生施設）
第三条　法第二条第十項 の政令で定める施設は、別表第二の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。
（別表第二）

	対象施設	対象要件	電気関係報告規則第４条に基づく手続き対象	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	コークス炉	原料処理能力が一日当たり五〇トン以上であること。	○	該当なし
二	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が一、〇〇〇平方メートル以上であること。	○ 工事に伴い土石の堆積場を一時的に設置する可能性有り	該当なし
三	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が七五センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が〇・〇三立方メートル以上であること。	○ 工事に伴いセメントの用に供する施設を一時的に設置する可能性あり	該当なし
四	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が七五キロワット以上であること。	○ 同上	該当なし
五	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が一五キロワット以上であること。	○ 同上	該当なし

○水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定項目

別紙－９

第四条の二　環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域（ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る。）であり、かつ、第三条第一項又は第三項の排水基準のみによつては環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項 の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（以下「水質環境基準」という。）の確保が困難であると認められる水域であつて、第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目（以下「指定項目」という。）ごとに政令で定めるもの（以下「指定水域」という。）における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に関係のある地域として指定水域ごとに政令で定める地域（以下「指定地域」という。）について、指定項目で表示した汚濁負荷量（以下単に「汚濁負荷量」という。）の総量の削減に関する基本方針（以下「総量削減基本方針」という。）を定めるものとする。

○水質汚濁防止法施行令
第四条の二　法第四条の二第一項 の政令で定める項目は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項 の政令で定める水域は、当該項目ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項 の政令で定める地域は、当該水域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

化学的酸素要求量	館山市洲埼から三浦市剱埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第一号に掲げる区域
	愛知県伊良湖岬から三重県大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第二号に掲げる区域
窒素又はりんの含有量	館山市洲埼から三浦市剱埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第一号に掲げる区域
	愛知県伊良湖岬から三重県大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第二号に掲げる区域
	和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬まで引いた線、愛媛県高茂埼から大分県鶴御埼まで引いた線、山口県特牛灯台から同県角島通瀬埼まで引いた線、同埼から福岡県妙見埼灯台まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域	別表第二第三号に掲げる区域

別表第二（第四条の二関係）

一イ　埼玉県の区域のうち、川越市（以下省略）
ロ　千葉県の区域のうち、千葉市（以下省略）
ハ　東京都の区域のうち、特別区（以下省略）
ニ　神奈川県の区域のうち、横浜市（以下省略）
二イ　岐阜県の区域のうち、岐阜市（以下省略）
ロ　愛知県の区域のうち、名古屋市（以下省略）
ハ　三重県の区域のうち、津市（以下省略）
三イ　京都府の区域のうち、京都市（以下省略）
ロ　大阪府の区域
ハ　兵庫県の区域のうち、神戸市（以下省略）
ニ　奈良県の区域のうち、奈良市（以下省略）
ホ　和歌山県の区域のうち、和歌山市（以下省略）
ヘ　岡山県の区域
ト　広島県の区域のうち、広島市（以下省略）
チ　山口県の区域のうち、下関市（以下省略）
リ　徳島県の区域のうち、徳島市（以下省略）
ヌ　香川県の区域
ル　愛媛県の区域のうち、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、川之江市、伊予三島市、伊予市、北条市、東予市、宇摩郡、周桑郡、越智郡、温泉郡、上浮穴郡小田町（大字中川を除く。）、伊予郡、喜多郡、西宇和郡、東宇和郡、北宇和郡吉田町、同郡津島町（大字御内、大字槇川及び大字下畑地（字上槇上組及び字上槇下組に限る。）を除く。）、南宇和郡内海村、同郡御荘町、同郡城辺町（脇本、中玉、大浜、柿の浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鯆越、古月及び久良を除く。）及び同郡西海町（越田、弓立、小浦、樫月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦及び武者泊を除く。）の区域
ヲ　福岡県の区域のうち、北九州市（以下省略）
ワ　大分県の区域のうち、大分市（以下省略）
備考　この表に掲げる区域は、平成十三年六月一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。

○大気基準適用施設、水質基準対象施設

第十条　都道府県知事は、大気排出基準（第八条第三項の規定により定められる排出基準のうち、排出ガスに係るものを含む。以下この項において同じ。）が適用される特定施設（以下「大気基準適用施設」という。）が集合している地域で、大気排出基準のみによっては第七条の基準のうち大気の汚染に関する基準の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域（以下「指定地域」という。）にあっては、当該指定地域に設置されている特定事業場で大気基準適用施設を設置しているもの（以下「総量規制基準適用事業場」という。）から大気中に排出されるダイオキシン類について、総量削減計画を作成し、これに基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。
第十二条　特定施設を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
六　大気基準適用施設にあっては発生ガス（大気基準適用施設において発生するガスをいう。以下同じ。）、水質排出基準（第八条第三項の規定により定められる排出基準のうち、排出水に係るものを含む。）に係る特定施設（以下「水質基準対象施設」という。）にあっては当該水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法

上記の「特定施設」とは、法第二条第二項において「ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるもの」とされており、施行令第一条において「ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設で政令で定めるものは別表第一に掲げる施設とし、同項 のダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものは別表第二に掲げる施設とする。」と定められている。

別表第一　ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設

	対象施設、対象要件	電気関係報告規則第4条に基づく手続き対象	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が一時間当たり一トン以上のもの	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
二	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上のもの	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
三	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
四	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が一トン以上のもの	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
五	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が〇・五平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が一時間当たり五〇キログラム以上のもの	○	該当なし

別表第二　ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設

	対象施設、対象要件	電気関係報告規則第4条に基づく手続き対象	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
二	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
三	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
四	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
五	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
六	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
七 イ ロ ハ	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの 硫酸濃縮施設 シクロヘキサン分離施設 廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
八 イ ロ	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの 水洗施設 廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
九 イ ロ ハ	四―クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ろ過施設 乾燥施設 廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
十 イ ロ	二・三―ジクロロ―一・四―ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ろ過施設 廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
十一 イ ロ ハ ニ	八・十八―ジクロロ―五・十五―ジエチル―五・十五―ジヒドロジインドロ[三・二―b・・三′・二′―m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ジオキサジンバイオレット洗浄施設 熱風乾燥施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
十二 イ ロ	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
十三 イ ロ ハ	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの 精製施設 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
十四 イ ロ ハ	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ろ過施設 精製施設 廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
十五 イ ロ	別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	○	該当なし
十六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第七条　法第十五条第一項 の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。 十二の二　廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 十三　ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
十七 イ ロ ハ	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの プラズマ反応施設 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
十八	下水道終末処理施設（第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－
十九	第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	－